

添付1:財産目録

財 産 目 録
令和6年3月31日現在

(単位:円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産)	現金	手元保管	運転資金として	2,030,000
	預金	普通預金 〇〇銀行××支店	運転資金として	1,500,000
流動資産合計				3,530,000
(固定資産)				
基本財産	土地	〇〇㎡ 青森市長島一丁目1-1	(公益目的保有財産であり、〇〇事業の施設に使用している。)	×××
	建物	〇〇㎡ 青森市長島一丁目1-1 木造2階建て	(1階〇〇㎡:法人事務室として使用している。 2階〇〇㎡:公益目的保有財産であり、〇〇事業の施設に使用している。)	×××
特定資産	自動車買替積立資産	定期預金 〇〇銀行××支店	公1、公2事業の積立資産であり、資産取得資金として管理されている預金	525,000
	自動車買替積立資産	定期預金 〇〇銀行××支店	法人管理の積立資産であり、資産取得資金として管理されている預金	225,000
	NPO法制定30周年記念大会事業費積立金	定期預金 〇〇銀行××支店	公2事業の積立資産であり、特定費用準備資金として管理されている預金	250,000
	NPO法制定30周年記念誌発行費積立金	定期預金 〇〇銀行××支店	法人管理の積立資産であり、特定費用準備資金として管理されている預金	100,000
	投資有価証券	第×回▲▲債 〇〇証券	満期保有目的で保有し、運用益を法人会計の財源として使用している。	3,000,000
その他固定資産	車両運搬具	(メーカー・車種名) 青森500え〇〇〇	70%:公益目的保有財産であり、公1、公2の事業の用に供している。 30%:法人の管理運営の用に供している。	300,000
固定資産合計				4,400,000
資産合計				7,930,000
(流動負債)				
	預り金	源泉所得税	職員〇名分の3月分の源泉所得税	50,000
	未払金	〇〇事業に対する未払	〇〇事業に供する備品購入の未払分	×××
	短期借入金	〇〇銀行〇〇支店	運転資金として	×××
流動負債合計				50,000
(固定負債)				
	退職給付引当金	従業員に対するもの	従業員〇名に対する退職金の支払いに備えたもの	×××
	長期借入金	〇〇銀行××支店	△△事業に供する建物を取得するための借入金	×××
固定負債合計				×××
負債合計				50,000
正味財産				7,880,000

公益目的保有財産については、公益目的保有財産である旨を表示することとされています(ガイドラインI-8(1)③参照)。また、特定費用準備資金や資産取得資金を有する場合は、使用目的等の欄に明示してください。

別表C(2)で1又は2の表に記載する金融資産は、基本財産又は特定資産として、また、3又は4の表に記載する資産(資産取得資金又は特定費用準備資金)は、特定資産として計上することとされています(内閣府FAQ問5-4-②参照)。

添付2: 理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類

公益社団法人公益活動推進センター役員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、役員の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 定款第〇〇条に規定するとおり、報酬等は、常勤の理事のみに支給することとし、非常勤の理事及び監事に対しては、支給しない。

2 常勤の理事に対して支給する報酬等は、報酬及び役員賞与とする。

(報酬等の額の算定方法)

第3条 報酬の額は、別表第1のとおりとする。

・
・
・

(以下省略)

【無報酬の場合】

公益社団法人〇〇会 理事及び監事に対する報酬等の支給の基準

定款第〇〇条に定めるとおり、この法人の理事及び監事は、無報酬とする。

添付3:社員名簿

公益社団法人公益活動推進センター 社員名簿

番号	住所	氏名又は名称
1	青森市××	(有)〇〇産業
2	八戸市△△	×山 △男
・	・	・
・	・	・
・	・	・

- ・ 事業年度末日における社員について記載してください。
- ・ 一般社団法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載し、又は記録した名簿を作成し、その主たる事務所に備え置かなければなりません。（法人法第31条、第32条）
- ・ 行政庁に対して閲覧又は謄写の請求があった場合は、個人の住所に係る記載の部分を除外して請求に応じることとなります。（認定法第22条第3項）
よって、個人の住所に係る記載の部分を除外した閲覧用の社員名簿も併せて提出してください。

貸借対照表
令和6年3月31日現在

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金	2,030,000	2,325,000	△ 295,000
普通預金	1,500,000	1,900,000	△ 400,000
流動資産合計 ⇒C(1)1	3,530,000	4,225,000	△ 695,000
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
土地			
定期預金			
基本財産合計	0	0	0
(2) 特定資産			
自動車買替積立資産 ⇒C(4)	750,000	600,000	150,000
NPO法制定30周年記念大会事業費積立金 ⇒C(5)	250,000	0	250,000
NPO法制定30周年記念誌発行費積立金 ⇒C(5)	100,000	0	100,000
投資有価証券	3,000,000	3,000,000	0
特定資産合計	4,100,000	3,600,000	500,000
(3) その他固定資産			
車両運搬具	300,000	450,000	△ 150,000
その他固定資産合計	300,000	450,000	△ 150,000
固定資産合計 ⇒C(1)4	4,400,000	4,050,000	350,000
資産合計 ⇒C(1)5	7,930,000	8,275,000	△ 345,000
II 負債の部			
1. 流動負債			
預り金 ⇒C(1)6	50,000	0	50,000
流動負債合計	50,000	0	50,000
2. 固定負債			
退職給付引当金			
長期借入金			
固定負債合計	0	0	0
負債合計	50,000	0	50,000
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計 ⇒C(1)13	0	0	0
(うち基本財産への充当額)			
(うち特定資産への充当額)			
2. 一般正味財産 ⇒C(1)14	7,880,000	8,275,000	△ 395,000
(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(4,100,000)	(3,600,000)	(500,000)
正味財産合計 ⇒C(1)15	7,880,000	8,275,000	△ 395,000
負債及び正味財産合計 ⇒C(1)16	7,930,000	8,275,000	△ 345,000

・貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録は、定款の定めに従い、理事会及び社員総会又は評議員会の承認を受けたものの添付が必要です。

・これらの書類間で、整合するはずの数値が不整合となっているケースがあるので、作成に当たり注意してください。

貸借対照表内訳表

令和6年3月31日現在

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計	収益事業等会計	法人会計	内部取引等消去	合計
I 資産の部					
1. 流動資産					
現金			2,030,000		2,030,000
普通預金		150,000	1,350,000		1,500,000
流動資産合計	0	150,000	3,380,000		3,530,000
2. 固定資産					
(1) 基本財産					
土地					
定期預金					
基本財産合計					0
(2) 特定資産					
自動車買替積立資産 ⇒C(2)3	525,000		225,000		750,000
NPO法制定30周年記念大会事業費積立 ⇒C(2)4	250,000				250,000
NPO法制定30周年記念誌発行費積立 ⇒C(2)4			100,000		100,000
投資有価証券 ⇒C(2)2-1			3,000,000		3,000,000
特定資産合計	775,000	0	3,325,000		4,100,000
(3) その他固定資産					
車両運搬具 ⇒C(2)1,2-2	210,000		90,000		300,000
その他固定資産合計	210,000	0	90,000		300,000
固定資産合計	985,000	0	3,415,000		4,400,000
資産合計	985,000	150,000	6,795,000		7,930,000
II 負債の部					
1. 流動負債					
預り金			50,000		50,000
流動負債合計			50,000		50,000
2. 固定負債					
退職給付引当金					
長期借入金					
固定負債合計			0		0
負債合計			50,000		50,000
III 正味財産の部					
1. 指定正味財産					
指定正味財産合計					0
(うち基本財産への充当額)					
(うち特定資産への充当額)					
2. 一般正味財産	985,000	150,000	6,745,000		7,880,000
(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)	(0)		(0)
(うち特定資産への充当額)	(775,000)	(0)	(3,325,000)		(4,100,000)
正味財産合計	985,000	150,000	6,745,000		7,880,000
負債及び正味財産合計	985,000	150,000	6,795,000		7,930,000

・収益事業等から生じた収益のうち50%を超えて公益目的事業会計に繰入れる法人にあつては内訳表を作成し、公益目的事業会計、収益事業等会計及び法人会計の3つに区分して表示する必要があります。

・一度50%超の繰入れを行った場合には、その後繰入れを50%とした場合であっても、継続性の観点から区分経理を維持していただくことが適当です。

(内閣府FAQ問V-2-②参照)

添付5:損益計算書及びその附属明細書

正味財産増減計算書
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受取会費	7,900,000	7,380,000	520,000
受取会費	7,900,000	7,380,000	520,000
事業収益	550,000	550,000	0
研修会参加料	450,000	430,000	20,000
売上収入	100,000	120,000	△ 20,000
雑収益	5,000	5,000	0
預金利息	5,000	5,000	0
経常収益計	8,455,000	7,935,000	520,000
(2) 経常費用			
事業費	6,384,000	5,183,000	1,201,000
給料手当	3,600,000	3,600,000	0
減価償却費	105,000	105,000	0
光熱水料費	49,000	48,000	1,000
旅費交通費	260,000	200,000	60,000
消耗品費	170,000	180,000	△ 10,000
印刷製本費	400,000	300,000	100,000
賃借料	85,000	85,000	0
諸謝金	500,000	450,000	50,000
委託費	215,000	215,000	0
管理費	2,466,000	2,466,000	0
給料手当	2,400,000	2,400,000	0
減価償却費	45,000	45,000	0
光熱水料費	21,000	21,000	0
経常費用計	8,850,000	7,649,000	1,201,000
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 395,000	286,000	△ 681,000
基本財産評価損益等	0	0	0
特定資産評価損益等	0	0	0
投資有価証券評価損益等	0	0	0
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	△ 395,000	286,000	△ 681,000
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益	0	0	0
(2) 経常外費用	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
他会計振替前当期一般正味財産増減額	△ 395,000	286,000	△ 681,000
他会計振替額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 395,000	286,000	△ 681,000
一般正味財産期首残高	8,275,000	7,989,000	286,000
一般正味財産期末残高	7,880,000	8,275,000	△ 395,000
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	7,880,000	8,275,000	△ 395,000

正味財産増減計算書内訳表
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(単位:円)

科目	公益目的事業会計				収益事業等会計			法人会計	内部取引等消去	合計
	公1	公2	共通	小計	収1	他1	小計			
I 一般正味財産増減の部										
1. 経常増減の部										
(1) 経常収益										
受取会費	1,975,000	1,975,000	0	3,950,000	⇒H(1)7	0	0	3,950,000	0	7,900,000
受取会費 ⇒H(2)	1,975,000	1,975,000		3,950,000			0	3,950,000		7,900,000
事業収益	450,000	0	0	450,000	100,000	0	100,000	0	0	550,000
研修会参加料	450,000			450,000	⇒H(1)5		0			450,000
売上収入					100,000					0
雑収益	0	0	0	0		0	0	5,000	0	5,000
預金利息				0				5,000		5,000
経常収益計	2,425,000	1,975,000	0	4,400,000	100,000	0	100,000	3,955,000	0	8,455,000
(2) 経常費用										
事業費	3,218,000	3,156,000	0	6,374,000						6,384,000
給料手当 ⇒F(1)	2,300,000	2,300,000		4,600,000						4,600,000
減価償却費 ⇒F(2)	60,000	45,000		105,000						105,000
光熱水料費 ⇒F(2)	28,000	21,000		49,000						49,000
旅費交通費	110,000	150,000		260,000						260,000
消耗品費	100,000	70,000		170,000						170,000
印刷製本費	100,000	300,000		400,000						400,000
賃借料	20,000	55,000		75,000	10,000		10,000			85,000
諸謝金	500,000			500,000			0			500,000
委託費		215,000		215,000			0			215,000
管理費								2,466,000	0	2,466,000
給料手当 ⇒F(1)								2,400,000		2,400,000
減価償却費 ⇒F(2)								45,000		45,000
光熱水料費 ⇒F(2)								21,000		21,000
経常費用計	3,218,000	3,156,000	0	6,374,000	10,000	0	10,000	2,466,000	0	8,850,000
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 793,000	△ 1,181,000	0	△ 1,974,000	90,000	0	90,000	1,489,000	0	△ 395,000
基本										0
特別										0
投資										0
評価										0
当期										0
2. 経常										0
(1) 経										0
(2) 経外費用										0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他会計振替前当期一般正味財産増減額	△ 793,000	△ 1,181,000	0	△ 1,974,000	90,000	0	90,000	1,489,000	0	△ 395,000
他会計振替額			43,069	43,069	△ 43,069		△ 43,069			0
当期一般正味財産増減額	△ 793,000	△ 1,181,000	43,069	△ 1,930,931	46,931	0	46,931	1,489,000	0	△ 395,000
一般正味財産期首残高	1,171,656	1,744,275		2,915,931	103,069		103,069	5,256,000		8,275,000
一般正味財産期末残高	378,656	563,275	43,069	985,000	150,000	0	150,000	6,745,000	0	7,880,000
II 指定正味財産増減の部										
当期指定正味財産増減額	0	0								0
指定正味財産期首残高										0
指定正味財産期末残高	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
III 正味財産期末残高	378,656	563,275	43,069	985,000	150,000	0	150,000	6,745,000	0	7,880,000

別表H(1)、(2)への転記の例

- ・受取補助金⇒H(1)4
- ・特定資産運用益⇒H(1)8、H(2)3
- ・受取寄付金⇒H(1)3、H(2)1
- ・受取負担金⇒H(1)5

※雑収益は、中科目の内容により分類が異なる。

損益計算書（正味財産増減計算書）は、内訳表において、公益目的事業会計、収益事業等会計及び法人会計の3つに区分し、さらに公益目的事業ごと、収益事業等ごとに表示する必要があります。

ただし、公益目的事業のみを実施する法人にあっては、法人会計区分を設けないことができます。（内閣府FAQ問VI-2-⑦参照）

科目に「他会計振替額」を設けている場合、「他会計振替前当期一般正味財産増減額」も掲記する。

令和5年度事業報告書

1 事業について

(1)公益目的事業

.....

(2)収益事業

.....

(3)その他事業

.....

2 法人の運営について

.....

・公益目的事業、収益事業及びその他の事業の実施状況や内容がわかるように作成してください。(これはあくまで例であり、このとおり記載してください、ということではありません。)

・法人によっては、会議の開催状況や、「○月×日・・・大会」「▲月□日・・・講習会」といった記載しかなく、事業として具体的に何を行ったのかが全くわからない記述となっている事業報告を作成しているケースが見受けられます。

具体的に何を行ったのか、また、「・・・大会」なのであれば、いつどこでどういった人が何名参加して行われたのか、「・・・講習会」なのであればいつどこで誰が講師となってどういった内容で行われ、どういった人が何名参加したのか、といった程度は最低限記載しているのが望ましいです。

なぜならこれらの書類は、行政庁に閲覧や謄写の請求があった場合、無条件で応じることとなりますので、公益法人として適切に事業を行っているか、疑義を持たれないような記載となっている必要があると考えるからです。

令和5年度監査報告

公益社団法人公益活動推進センター
理事長 青森 公益 殿

下線部は公益社団法人の場合であり、公益財団法人の場合は、下線部を括弧内の文章に置き換えること。

私たち監事は、当協会の令和5年4月1日から令和6年3月31日までの令和5年度の理事の職務の執行について監査を行いましたので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第99条第1項(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第99条第1項)並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第33条第2項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第36条及び第45条(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第64条において準用する同規則第36条及び第45条)の規定に基づき本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

私たち監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事等からその職務の執行の状況について報告を受け、重要な決裁書類等を開覧し、当協会の主たる事務所において業務及び財産の状況を調査しました。

以上の方法によって、当該年度に係る事業報告及びその附属明細書を監査しました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該年度に係る計算書類及びその附属明細書並びに財産目録等について監査しました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、当協会の状況を正しく示しているものと認めます。

② 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書並びに財産目録等の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録等は、当協会の財産及び損益の状況を全て重要な点において適正に表示しているものと認めます。

令和6年5月12日

監事 八戸 船平
監事 大間 麻具郎

監査報告には、次の項目を記載することが法令上求められています。
(法人法施行規則第36条及び第45条(第64条で準用))

1. 監事の監査の方法及びその内容
2. 計算関係書類が当該一般社団法人・一般財団法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見
3. 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由
4. 追記情報(正当な理由による会計方針の変更、重要な偶発事象、重要な後発事象等)
5. 監査報告を作成した日
6. 事業報告及びその附属明細書が法令又は定款に従い当該一般社団法人・一般財団法人の状況を正しく示しているかどうかについての意見
7. 当該一般社団法人・一般財団法人の理事の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったときは、その事実
8. 事業報告の部分の内容が相当でないと認めるときは、その旨及びその理由

添付9-1:滞納処分に係る国税の確認書

知事名を記載する。

確認書

令和 6年 5月 14日

青森県知事
宮下 宗一郎 殿

法人の名称	公益社団法人公益活動推進センター
代表者の氏名	青森 公益

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号。以下「認定法」という。)第22条第1項に規定する書類を提出するに際し、当法人は下記の事項を確認しました。

記

- ・認定法第6条第5号に規定する欠格事由に該当しないこと

- ・国税に係る納税証明書の添付は不要です。代わりに確認書の提出が必要となります。
- ・確認事項に反する事実が判明した場合には、認定法 § 29 I ①により、認定を取り消される場合もありますので、ご注意ください。

添付9-2:滞納処分に係る地方税の納税義務がある税目の納税証明書(県税)

証 明 願

青森県の公益社団(財団)法人の定期提出書類に添付のため下記のことについて証明願います。

記

- 1 県税について過去3年間以内に滞納処分を受けたことがない。
- 2 県税について現在滞納がない。

以上

令和6年5月14日

〇〇地域県民局長 殿

住所 青森市長島一丁目1番1号

氏名 公益社団法人公益活動推進センター 理事長 青森 公益

〇〇証第 号

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和6年5月14日

〇〇地域県民局長 〇〇 〇〇 印

- ・納税義務がある税目について作成してください。
- ・支部を有する法人で支部ごとに事務所を構えている場合や、不動産を主たる事務所の所在する市町村外に取得した場合等は、その支部や不動産が所在する市町村を所管する県民局の証明書も必要となります。

添付9-3:滞納処分に係る地方税の納税義務がある税目の納税証明書(市町村税)

<青森市の例>

納 税 証 明 書

納税義務者	住 所	青森市長島一丁目1番1号
	氏 名	公益社団法人公益活動推進センター

(令和6年5月14日現在)

記

過去3年以内に、青森市市税について滞納処分を受けたことがない。

令和6年5月14日

上記のとおり相違ないことを証明します。

青森市長 ○○ ○○

- 納税義務がある税目について作成してください。
- 様式は各市町村によって異なります。
- 支部を有する法人で支部ごとに事務所を構えている場合や、固定資産等を主たる事務所の所在する市町村外に有する場合は、その支部や固定資産等が所在する市町村の証明書も必要となります。

添付10:許認可等を証する書類

認 可 書 (省略)

- 既に提出している許認可等を証する書面に有効期限があり、これを経過している場合のみ再度提出してください。
- 事業に一時的・付随的に必要な許認可等については、添付不要です。（事業を反復継続して行うのに最低限必要となる事業許可等が対象）

添付11:事業・組織体系図
添付12:社員の資格の得喪に関する細則
添付13:会員等の位置づけ及び会費に関する細則
添付14:寄附の用途の特定の内容がわかる書類

事業・組織体系図

(省略)

公益社団法人公益活動推進センター 入会規程

(省略)

公益社団法人公益活動推進センター 会費規程

(省略)

・既に行政庁に提出している場合は、これらの内容に変更がある場合のみ添付してください。

・この場合、「添付12:社員の資格の得喪に関する細則」及び「添付13:会員等の位置づけ及び会費に関する細則」については、変更の内容がわかるもの(新旧対照表など)を併せて添付してください。

公益財団法人〇〇センター 寄附規程

(省略)

公益目的事業以外に用途を特定した寄附収益がある場合のみ添付してください。

表紙

手続No	C2-1		
手続名	事業報告等の提出		
事業年度	令和	5	年度
	自	令和5年4月1日	
	至	令和6年3月31日	
申請事務担当者	氏名	公益 増一	
	電話番号	017-734-****	
	電子メールアドレス	〇●◎@abc.aomori.lg.jp	

・事業報告の事業年度について、元号を選択し、年数を半角数字で入力する。
 ・事業開始年月日及び事業終了年月日は、「西暦/月/日」の書式で半角数字で入力する。
 ・提出書、別紙1、別紙2などに自動転記される。

○事前入力項目

作成を行った側の表を選択してください。

別表A 収支相償の計算 (作成する様式側の「○」を選択してください。)	別表A (1) (収益事業等の利益額の50%を繰入れる場合)	<input type="radio"/>
	別表A (2) (収益事業等の利益額の50%超を繰入れる場合)	<input type="radio"/>
別表C (1) 遊休財産額の保有制限の判定 (作成する様式側の「○」を選択してください。)	別表C (1)	<input type="radio"/>
	別表C (1) (※一般社団財団法人法第131条の基金がある場合)	<input type="radio"/>
別紙2 2. 組織 (作成する様式側の「○」を選択してください。)	別紙2 2. (1) 社団用	<input type="radio"/>
	別紙2 2. (2) 財団用	<input type="radio"/>

作成した様式の数を入力してください。

公益認定事業の数 (別ファイル: 3-2(1) (ワード+エクセル)) (対の数を記入)	2
収益事業の数 (別ファイル: 3-2(2) (ワード))	1
その他事業の数 (別ファイル: 3-2(3) (ワード))	0
土地の使用に係る費用額の算定 (別ファイル: B(2))	0
融資にかかる費用額の算定 (別ファイル: B(3) (エクセル))	0
無償の役務の提供に係る費用額の算定 (別ファイル: B(4) (エクセル))	0
資産取得資金の数 (公益のみ) (別ファイル: C(4) 公益 (エクセル))	1
資産取得資金の数 (公益以外) (別ファイル: C(4) 収益 (エクセル))	1
特定費用準備資金の数 (公益のみ) (別ファイル: C(5) 公益 (エクセル))	1
特定費用準備資金の数 (公益以外) (別ファイル: C(5) 収益 (エクセル))	1

A (3)	<input type="radio"/>
C (2)	<input type="radio"/>

それぞれ作成した書類の欄で「○」を選択する。

それぞれの書類の作成する数を半角数字で入力する。作成しない書類の欄には「0」を入力する。

作成する場合に「○」を選択する。

別表C(4):資産取得資金(公益目的事業)

15年 4月 1日 法人コード A012345
 16年 <資産取得資金がない場合は、作成不要>

NO. 1 ← 資産ごとに番号をつける。

貸借対照表及び財産目録と一致させる。

別表C(4) 資産取得資金

別表C(2) 控除対象財産における公益資産取得資金に関する計算(当該資産を使用する事業番号を記載する。事業等の利益額を50%を超えて繰入れる場合)における

事業番号	公	1, 2	資産取得資金の名称 (貸借対照表科目名)	自動車買替積立資産(公益)				
対象となる資産の名称	普通自動車(公益目的事業に関する部分)			資産取得資金として積み立てる年度				
当該資産の目的	現在使用している普通自動車の買替えのための資金。現車両と同じグレードのものを購入する予定。							
計画期間(事業年度)	令和	4	年度	~	令和	6	年度	(3年間)
資産取得等予定時期	令和6年度							
資産の取得等に必要額の算定方法	現車両の買替えであるため、現車両の購入実績額(90万円)とした。年間の積立額は、耐用年数(6年)経過後に買い替える前提として、15万円とする。令和3年度までに@15万円×3年間=45万円を積立済で、今後も同様に積み立てる。なお、車両の使用割合(予定)に応じて、公益目的事業会計に7割、法人会計に3割の割合で積み立てる。(公益分 @15万円×70%=10.5万円)							
事業に使用する割合(の)(共用財産の場合のみ) ※1	70.0%		資産全体に占める公益目的事業に使用する割合の説明(共用財産の場合のみ)	現車両の使用割合を基に算定				
当該事業年度の目的外取崩し(当該事業年度に取崩しを行った場合のみ)	なし ← 当該事業年度に、資金の目的以外に使用するために取崩しを行った場合は、「あり」を選択する。							

(公1) 40% + (公2) 30%

1. 控除対象財産における資産取得資金の計算
 【当年度後3年間の計画】(経過年度は実績値を記載)

年度	利益の※2 繰入割合	積立額	取崩額	資産取得資金の額 (累計)	積立限度額
2 3年度前		0 円	0 円	0 円	0 円
3 前々年度	50%	315,000 円	0 円	315,000 円	630,000 円
4 前年度	50%	105,000 円	0 円	420,000 円	630,000 円
5 当年度	50%	105,000 円	0 円	525,000 円	630,000 円
6 次年度		105,000 円	630,000 円	0 円	630,000 円
7 次々年度					
8 3年度後					

積立済分45万×70%

購入予定車両90万円×70%

※2 当該年度の収益事業等の利益の繰入割合を選択してください。

2. 公益目的事業全体の収支相償における公益資産取得資金の当期積立額及び取崩額の計算

【当該資産取得資金が、公益資産取得資金であり、かつ、当年度に収益事業等の利益額を50%を超えて繰入れる場合のみ記載が必要です。】

【当年度の前3年間の計画】

年度	収支相償上の積立限度額	取崩限度額	取得資金の額(累計)
3年度前	0 円	0 円	0 円
前々年度	0 円	0 円	0 円
前年度	0 円	0 円	0 円
当年度	0 円	0 円	0 円

こちらは、公益資産取得資金かつ、当年度に収益事業等の利益額を50%を超えて繰入れる場合に記載する。

収益事業等の利益額を50%を超えて繰入れる場合は、この数値を、別表A(2)(収益事業等の利益額を50%を超えて繰入れる場合)の公益資産取得資金に関する調整(12欄)に算入してください。

1. の当年度の取崩額
0 円

収益事業等の利益額を50%を超えて繰入れる場合は、この数値を、別表A(2)(収益事業等の利益額を50%を超えて繰入れる場合)の公益目的保有財産に係る当期収支(13欄)(費用)に算入してください。

※以下、他票への転記用データの入力箇所がありますので御注意ください。

別表C(2)控除対象財産 「3.資産取得資金(公益のみ)(別表C(4)より)」転記用データ

	帳簿価額(期首)	公益目的保有財産	共用財産
当年度	420,000 円	○	3-1

別表C(2)に転記するために必要なデータになるので、忘れずに入力する。

別表C(4)：資産取得資金(収益事業、その他の事業、法人の管理運営)

NO. 1 枝番 **番号を忘れずに記載する。** 事業年度 令和5年 至 令和6年 3月 31日 法人名 公益社団法人公益活動推進センター

<資産取得資金がない場合は、作成不要>

別表C(4) 資産取得資金

別表C(4) 当該資産を使用する事業を選択し番号を記載する。 貸借対照表及び財産目録と一致させる。

事業番号	管	1	資産取得資金の名称 (貸借対照表科目名)	自動車買替積立資産(公益以外)
対象となる資産の名称	普通自動車(法人の管理運営に関する部分)			
当該資金の目的	現在使用している普通自動車の買替えのための資金。 現車両と同じグレードのものを購入する予定。			
計画期間(事業年度)	令和	4	年度	～ 令和 6 年度 (3年間)
資産取得等予定時期	令和6年度 資産取得資金として積み立てる年度			
資産の取得等に必要額の算定方法	現車両の買替えであるため、現車両の購入実績額(90万円)とした。 年間の積立額は、耐用年数(6年)経過後に買い替える前提として、15万円とする。 令和3年度までに@15万円×3年間=45万円を積立済で、今後も同様に積み立てる。 なお、車両の使用割合(予定)に応じて、公益目的事業会計に7割、法人会計に3割の割合で積み立てる。(法人会計分 @15万円×30%=4.5万円)			
資産全体に占める公益目的事業以外に使用する割合(%) (共用財産の場合のみ) ※1	30%		資産全体に占める公益目的事業以外に使用する割合の説明 (共用財産の場合のみ)	現車両の使用割合を基に算定
当該事業年度の目的外取崩し (当該事業年度に取崩しを行った場合のみ)	なし 当該事業年度に、資金の目的以外に使用するために取崩しを行った場合は、「あり」を選択する。			

※1 資産の区分が可能な場合には資産の配賦割合を、物理的に特定が困難な資産の場合には使用目的を記載してください。

1. 控除対象財産における資産取 **積立済分45万×30%**
【当年度後3年間の計画】(経過年度は実)

年度	利益の※2 繰入割合	積立額	取崩額	資産取得資金の額 (累計)	積立限度額
2 3年度前		0円	0円	0円	0円
3 前々年度	50%	135,000円	0円	135,000円	270,000円
4 前年度	50%	45,000円	0円	180,000円	270,000円
5 当年度	50%	45,000円	0円	225,000円	270,000円
6 次年度		45,000円	270,000円	0円	270,000円
7 次々年度					
8 3年度後					

※2 当該年度の収益事業等の利益の繰入割合を選択してください。

※以下、他票への転記用データの入力箇所がありますので御注意ください。

購入予定車両90万円×30%

別表C(2)控除対象財産「3.資産取得資金(公益以外)(別表C(4)より)」転記用データ

	帳簿価額(期首)	共有財産
当年度	180,000円	3-1

別表C(2)に転記するために必要なデータになるので、忘れずに入力する。

内閣府FAQ問V-4-②参照
(認定法施行規則第18条第3項(第22条第4項で準用))

- 資産取得資金は、特定の財産の取得又は改良に充てるため、法人の任意で積み立てる資金が対象となります。
- 特定費用準備資金と同様の要件(P24参照)を充たしていなければなりません。

別表C(5): 特定費用準備資金(公益目的事業)

資産ごとに番号をつける。

< 特定費用準備資金がない場合は、作成不要 >

NO.	1
-----	---

事業年度	自	令和5年4月1日	法人コード	A012345
	至	令和6年3月31日	法人名	公益社団法人公益活動推進センター

別表C(5) 特定費用準備資金

当該資産を使用する事業番号を記載する。

貸借対照表又は財産目録と一致させる。

別表C(2) 控除対象財産における4. 特定費用準備資金の明細となるほか、別表A(1)及びA(2)収支相償の計算における公益目的事業に係る特定費用準備資金に関する調整、別表B(5)公益目的事業比率算定に係る計算表における特定費用準備資金積立額及び取崩額、別表C(1)遊休財産額の保有制限の判定における特定費用準備資金の公益実施費用額への算入額及び特定費用準備資金の公益実施費用額からの控除額の算出に用います。

事業番号	公	2	特定費用準備資金の名称 (貸借対照表科目名)	NPO法制定30周年記念大会事業費積立金
将来の特定の活動の名称		NPO法制定30周年記念大会		
当該活動の内容		NPO法制定30周年を機に、非営利活動法人の活動を広くPRし、関係者の士気高揚を図り、さらなる活動の活性化につなげる。		
計画期間(事業年度)		令和5年度	~	令和7年度 (3年間)
当該活動の実施予定時期		令和7年度		
積立限度額の算定方法		印刷製本費 100,000円 会場賃借料 300,000円 会場設営助成費 200,000円 講演料 150,000円 通信費 50,000円 広告宣伝費100,000円 合計: 900,000円 900,000円 ÷ 3年 = 300,000円		
当該事業年度の目的外取崩し (当該事業年度に取崩しを行った場合のみ)		なし		

特定費用準備資金として積み立てる年度

当該事業年度に、資金の目的以外に使用するために取崩しを行った場合は、「あり」を選択する。

1. 控除対象財産における特定費用準備資金並びに公益目的事業比率における当期積立額及び取崩額の計算

【計画全体】(経過年度は実績値を記載)

年度	利益の※1 繰入割合	積立額	取崩額	特定費用準備資金の額 (累計)	積立限度額
5	50%	250,000 円	0 円	250,000 円	900,000 円
6	50%	300,000 円	0 円	550,000 円	900,000 円
7	50%	350,000 円	900,000 円	0 円	900,000 円
		円	円	円	円
		円	円	円	円
		円	円	円	円
		円	円	円	円

※1 当該年度の収益事業等の利益の繰入割合を選択してください。

【当年度】(計画全体のうち、当年度分の数字を転記)

年度	積立額	取崩額	特定費用準備資金の額 (累計)	積立限度額
5	250,000 円	0 円	250,000 円	900,000 円

算出した数値を、各事業別に、それぞれ、別表B(5)V(特定費用準備資金当期積立額)及び別表B(5)VI(特定費用準備資金当期取崩額)に転記してください。

また、当該特定費用準備資金が、公益目的事業に要する資金である場合、算出した数値を、それぞれ、別表C(1)の特定費用準備資金の公益実施費用額への算入額(19欄)及び特定費用準備資金の公益実施費用額からの控除額(23欄)に算入してください。

2. 公益目的事業全体の収支相償における特定費用準備資金の当期積立額及び取崩額の計算

【当該特定費用準備資金が、公益目的事業に係る資金である場合のみ、記入してください。】

【計画全体】(当年度までの数値を記入(将来の数値は記入不要))

年度	収支相償上の積立限度額	収支相償上の積立額 ^{※2}	収支相償上の取崩限度額	収支相償上の取崩額 ^{※2}	収支相償上の特定費用準備資金の額(累計)
5	250,000 円	250,000 円	0 円	0 円	250,000 円
	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円

※2 収支相償上の積立額及び取崩額は、それぞれの限度額の範囲内で記載してください。

【当年度】(計画全体のうち、当年度分の数字を転記)

年度	収支相償上の積立限度額	収支相償上の積立額	収支相償上の取崩限度額	収支相償上の取崩額	収支相償上の特定費用準備資金の額(累計)
5	250,000 円	250,000 円	0 円	0 円	250,000 円

収益事業等の利益のを50%を公益目的事業財産に繰入れる場合には、算出した数値を、それぞれ、別表A(1)(収益事業等の利益額の50%を繰入れる場合)の公益目的事業に係る特定費用準備資金に関する調整(10欄)に算入してください。
 収益事業等の利益の50%超を公益目的事業財産に繰入れる場合には、算出した数値を、それぞれ、別表A(2)(収益事業等の利益額を50%を超えて繰入れる場合)の公益目的事業に係る特定費用準備資金に関する調整(11欄)に算入してください。

※以下、他票への転記用データの入力箇所がありますので御注意ください。

別表C(2)控除対象財産「4.特定費用準備資金(公益のみ)(別表C(5)より)」転記用データ

	帳簿価額(期首)
当年度	0 円

別表C(2)に転記するために必要なデータになるので、忘れずに入力する。

内閣府FAQ問V-3-④、問V-3-⑦、問V-4-②参照
 (認定法施行規則第18条第3項)

・将来の特定の事業費、管理費に特別に支出するため、法人の任意で積み立てる資金で、新規事業の開始、既存事業の拡大、数年周期で開催するイベントや記念事業等の費用が対象となります。

また、将来において見込まれている収支の変動に備えて法人が自主的に積み立てる資金(基金)や専ら法人の責に帰することができない事情により将来の収入が減少する場合に積み立てる資金(基金)も、特定費用準備資金となります。

・特定費用準備資金への繰入については、次の要件をすべて満たしていなければなりません。

- ① 資金の目的である活動を行うことが見込まれること。
- ② 資金の目的ごとに他の資金と明確に区分して管理され、貸借対照表の特定資産に計上していること。
- ③ 資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことが出来ないものであること、又は、目的外で取り崩す場合に、理事会の決議を要するなど特別の手續が定められていること。
- ④ 積立限度額が合理的に算定されていること。
- ⑤ 特別の手續の定め、積立限度額、その算定根拠について、事業報告に準じた備置き、閲覧等の措置が講じられていること。

別表C(5)：特定費用準備資金(収益事業、その他の事業、法人の管理運営)

資産ごとに番号をつける。

<特定費用準備資金がない場合は、作成不要>

NO.	1	事業年度	自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日	法人コード	A012345
				法人名	公益社団法人公益活動推進センター

当該資産を使用する事業を選択し、番号を記載する。

別表C(5) 特定費用準備資金

貸借対照表及び財産目録と一致させる。

別表C(2) 控除対象財産における4. 特定費用準備資金の明細となるほか、別表B(5)公益目的事業比率算定に係る計算表における特定費用準備資金当期積立額及び取崩額の算出に用います。

事業番号 (※1)	管	1	特定費用準備資金の名称 (貸借対照表科目名)	NPO法制定30周年記念誌発行費積立金						
将来の特定の活動の名称	NPO法制定30周年記念誌発行									
当該活動の内容	NPO法制定30周年に当たり、記念誌を発行する。									
計画期間(事業年度)	令和	5	年度	~	令和	7	年度	(3	年間)
当該活動の実施予定時期	令和7年度									
積立限度額の算定方法	印刷製本費 150,000円 通信運搬費 100,000円 広告宣伝費 50,000円 合計:300,000円 300,000円÷3年=100,000円									
当該事業年度の目的外取崩し (当該事業年度に取崩しを行った場合のみ)	なし									

特定費用準備資金として積み立てた年度

当該事業年度に、資金の目的以外に使用するために取崩しを行った場合は、「あり」を選択する。

1. 控除対象財産における特定費用準備資金並びに公益目的事業比率における当期積立額及び取崩額の計算
【計画全体】(経過年度は実績値を記載)

年度	利益の 繰入割合 ※1	積立額	取崩額	特定費用準備資金 の額(累計)	積立限度額
5	50%	100,000 円	0 円	100,000 円	300,000 円
6		100,000 円	0 円	200,000 円	300,000 円
7		100,000 円	300,000 円	0 円	300,000 円
		円	円	円	円
		円	円	円	円
		円	円	円	円
		円	円	円	円

※1 当該年度の収益事業等の利益の繰入割合を選択してください。(将来の年度は、記載不要です。)

【当年度】(計画全体のうち、当年度分の数字を転記)

年度	積立額	取崩額	特定費用準備資金の額 (累計)	積立限度額
5	100,000 円	0 円	100,000 円	300,000 円

算出した数値を、各事業別に、それぞれ、別表B(5)V(特定費用準備資金当期積立額)及び別表B(5)VI(特定費用準備資金当期取崩額)に転記してください。

※以下、他票への転記用データの入力箇所がありますので御注意ください。

別表C(2)控除対象財産「4.特定費用準備資金(公益以外)(別表C(5)より)」転記用データ

	帳簿価額(期首)
当年度	0 円

別表C(2)に転記するために必要なデータになるので、忘れずに入力する。

別表C(2):控除対象財産

事業年度	自	令和5年4月1日	法人コード	A012345
	至	令和6年3月31日	法人名	公益社団法人公益活動推進センター

※1 法人の管理運営に用いる財産については、事業番号の欄に「管」と記入してください。
 ※2 期首:申請書に添付した収支予算書の期首、期末:申請書に添付した収支予算書の期末

貸借対照表又は財産目録と一致

期末の貸借対照表 (R6.3.31) の数値

1. 公益目的保有財産

番号	財産の名称	場所 面積、構造、物量等	事業区分 ※1	財産の使用状況 (概要、使用面積、使用状況等)	帳簿価額		不可欠 特定財産 取得 時期	共用 財産 共用 割合
					期首※2	期末※2		
1	車両運搬具	青森市長島1-1-1 (車種名)	公1	公益目的事業に使用	180,000 円	120,000 円		1-2.2-2 40.0%
2	車両運搬具	青森市長島1-1-1 (車種名)	公2	公益目的事業に使用	135,000 円	90,000 円		1-1.2-2 30.0%
計(A) 自動計算					315,000 円	210,000 円		

前年度末日時点
(R5.3.31) の貸
借対照表の数値

2. 公益目的事業に必要な収益事業等その他の業務又は活動の用に供する財産

番号	財産の名称	場所 面積、構造、物量等	事業区分 ※1	財産の使用状況 (概要、使用面積、使用状況等)	帳簿価額		共用財産 共用割合
					期首※2	期末※2	
1	投資有価証券	(証券会社名) (銘柄名)	管	運用益を法人の管理運営に使用	3,000,000 円	3,000,000 円	
2	車両運搬具	青森市長島1-1-1 (車種名)	管	法人の管理運営に使用	135,000 円	90,000 円	1-1.1-2 30.0%
計(B) 自動計算					3,135,000 円	3,090,000 円	

「公益目的保有財産」
にチェックを入れる。

3. 資産取得資金(公益のみ) (別表C(4)より)

番号	資金の名称	事業番号 ※1	資金の目的	帳簿価額		公益 目的 保有 財産	共用 財産 共用 割合
				期首※2	期末※2		
1	自動車買替積立資産(公益)	公1、 公2	現在使用している普通自動車の買替のための資金。 現車両と同じグレードのものを購入する予定。	420,000 円	525,000 円	<input checked="" type="radio"/>	3-1 70.0%
計(C) 自動計算				420,000 円	525,000 円		

電子申請の場合、黄色着色部分
は、別表C(4)から自動転記

3. 資産取得資金(公益以外) (別表C(4)より)

番号	資金の名称	事業番号 ※1	資金の目的	帳簿価額		共用財産 共用割合
				期首※2	期末※2	
1	自動車買替積立資産(公益以外)	管	現在使用している普通自動車の買替のための資金。 現車両と同じグレードのものを購入する予定。	180,000 円	225,000 円	3-1 30.0%
計(C) 自動計算				180,000 円	225,000 円	

4. 特定費用準備資金(公益のみ) (別表C(5)より)

番号	資金の名称	事業番号 ※1	資金の目的	帳簿価額	
				期首※2	期末※2
1	NPO法制定30周年記念大会事業費積立金	公2	NPO法制定30周年記念大会開催	0 円	250,000 円
		計(D)	自動計算	0 円	250,000 円

電子申請の場合、黄色着色部分は、別表C(5)から

4. 特定費用準備資金(公益以外) (別表C(5)より)

番号	資金の名称	事業番号 ※1	資金の目的	帳簿価額	
				期首※2	期末※2
1	NPO法制定30周年記念誌発行費積立金	管	NPO法制定30周年記念誌発行	0 円	100,000 円
		計(D)	自動計算	0 円	100,000 円

5. 交付者の定めた用途に従い使用・保有している財産(公益のみ。1~4に記入した財産は含まれません。)

番号	財産の名称	事業番号 ※1	交付者の定めた用途	帳簿価額	
				期首※2	期末※2
1					
		計(E)	自動計算	0 円	0 円

変更点: 「公益のみ」と「公益以外」とに分けて記載。

5. 交付者の定めた用途に従い使用・保有している財産(公益以外。1~4に記入した財産は含まれません。)

番号	財産の名称	事業番号 ※1	交付者の定めた用途	帳簿価額	
				期首※2	期末※2
1					
		計(E)	自動計算	0 円	0 円

変更点: 「公益のみ」と「公益以外」とに分けて記載。

6. 交付者の定めた用途に充てるため保有している資金(公益のみ。1~4に記入した資金は含まれません。)

番号	財産の名称	事業番号 ※1	交付者の定めた用途	帳簿価額	
				期首※2	期末※2
1					
		計(F)	自動計算	0 円	0 円

6. 交付者の定めた用途に充てるため保有している資金(公益以外。1~4に記入した資金は含まれません。)

番号	財産の名称	事業番号 ※1	交付者の定めた用途	帳簿価額	
				期首※2	期末※2
1					
		計(F)	自動計算	0 円	0 円

控除対象財産の額(A~Fの合計) 自動計算 <small>〈参考値〉</small>	期首※2	期末※2
	4,050,000 円	4,400,000 円
公益目的の3から6の財産の合計額 自動計算	期首※2	期末※2
	600,000 円	1,100,000 円

別表C(1)の
「2欄」へ自動転記

・ 1の表及び2の表に記載している減価償却資産について、複数の資産を一つにまとめて記載している場合に、資産の増減（新たな取得や除却、滅失等）があるときは、当該資産について個々に分けて記載するか、その内訳が分かる資料（固定資産台帳等）を別途提出して下さい。

・ 3. 資産取得資金により財産を取得した場合は、共用割合に応じて1の表及び2の表に記載する必要があります。

当該事業年度の取得価額+前事業年度末日の帳簿価額-当該事業年度末日の帳簿価額が、正味財産増減計算書内訳表の減価償却費+除却損等の額と合致するか確認する

別表C(3):公益目的保有財産配賦計算表

事業年度	自	令和5	年	4	月	1	日	法人コード	A012345
	至	令和6	年	3	月	31	日	法人名	公益社団法人公益活動推進センター

別表C(2) 控除対象財産 における1. 公益目的保有財産の各事業への配賦方法を確認するものです。
複数の事業に関連する財産については、配賦基準を明記の上、記載してください。

別表C(2)で「1. 公益目的保有財産」がある場合のみ作成する。

配賦する割合を記載する。(実額の入力でも可)

(上段:配賦の根拠数値、中段:配賦割合、下段:配賦額)(単位:円)

番号	財産の名称	帳簿価額	配賦基準	公益目的事業会計					収益事業等会計					法人会計	
				公1	公2	公3	共通	小計	収1	収2	他1	共通	小計		
				講習会・個別相談会	普及啓発										
1	車両運搬具	300,000	使用割合	4	3			7							3
				40.0%	30.0%	0.0%	0.0%	70.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	30.0%
				120,000	90,000	0	0	210,000	0	0	0	0	0	0	90,000
2															
3															
4															

貸借対照表から転記する。

中段で配賦割合、下段で配賦額が自動計算される。
配賦額が別表C(2)の期末額と合っているか確認する。

別表C(1): 遊休財産額の保有制限の判定

業 自	令和5年4月1日	法人コード	A012345
支 至	令和6年3月31日	法人名	公益社団法人公益活動推進センター

この様式では、遊休財産額が、遊休財産額の保有上限額を超えていないことを確認した上で、遊休財産額は、以下の計算により算出されます。

遊休財産額 = 資産 - (負債 + 一般正味財産)
 ※対応負債の額とは、控除対象財産に直接対応する負債の額を指します。
 なお、控除対象財産から対応負債の額を控除することによって、対応負債の額が0円になってしまうためです。

- 貸借対照表の数値を転記する。
- 2欄は、別表C(2)から自動転記される。
- 6~8欄は、各資産との対応関係が明らかな負債の額を記入する。(考え方は、内閣府FAQ問V-4-⑤参照)

1. 遊休財産額の計算に必要な数値の作成(下記3.及び4.に必要な数値を作成します。)

資産の部				負債の部			
流動資産計	1	3,530,000	円	流動資産に直接対応する負債の額	6	50,000	円
控除対象財産(別表C(2)から転記)	2	4,400,000	円	控除対象財産に直接対応する負債の額	32欄	0	円
その他の固定資産	4欄-2欄	0	円	その他の固定資産に直接対応する負債の額	8	0	円
固定資産計	5欄-1欄	4,400,000	円	引当金勘定の合計額	35欄	0	円
				その他負債の額	11欄-6欄-7欄-8欄-9欄	0	円
				負債計	26欄	50,000	円
正味財産の部							
				一般社団・財団法人法第131条の基金	27欄	0	円
				指定正味財産の額	33欄	0	円
				一般正味財産の額	15欄-12欄-13欄	7,880,000	円
				正味財産計	15	7,880,000	円
				負債及び正味財産合計	5欄(11欄+15欄と同額)	7,930,000	円
資産計	5	7,930,000	円				

<作成上の注意>
 ・黄緑色のセル、水色のセルに数値を入力する。
 ・黄色のセルは、自動的に計算される。
 ・白色のセルは、様式チェックで「NGなし」の場合に、自動的に転記される。

2. 遊休財産額の保有上限額(=公益目的事業の実施に)

損益計算書上の公益目的事業に係る事業費の額	17	6,374,000	円				
商品等の原価を予め費用計上していない場合のみ商品等譲渡に係る原価相当額	18	0	円				
特定費用準備資金の公益実施費用額への算入額(別表C(6)から転記(公益目的事業の場合のみ))	19	250,000	円				
計(17欄+18欄+19欄)	20	6,624,000	円	控除額計(21欄+22欄+23欄)	24	0	円

正味財産増減計算書内訳表の「公益目的事業会計小計」の「経常費用計」から転記する。
 ※会計区分間において生じる内部取引高が含まれる場合は、これを控除した額とする。

3. 遊休財産額の計算 17欄+18欄-22欄の金額を別表H(1)の15欄へ転記する。

資産	5欄	7,930,000	円	控除対象財産の額	2欄	4,400,000	円
負債	11欄	50,000	円	対応負債の額	39欄		円
一般社団・財団法人法第131条の基金	12欄	0	円	遊休財産額	25欄-26欄-27欄-28欄+29欄	3,480,000	円

4. 対応負債の額の計算(次の2つの方法のうちいずれかを選択し、○を記載してください。)

- 公益法人認定法施行規則第22条第7項の方法
- 公益法人認定法施行規則第22条第8項の方法

リストからいずれかを選択すると、電子申請の場合、31~39欄は自動計算される。

公益法人認定法施行規則第22条第7項の方法			
控除対象財産の額	2欄		円
控除対象財産に直接対応する負債の額	7欄		円
指定正味財産の額	13欄		円
	31欄-32欄-33欄		円
引当金勘定の合計額	9欄		円
各資産に直接対応する負債の額	6欄+7欄+8欄		円
その他負債の額	10欄		円
一般正味財産の額	14欄		円
対応負債の額	32欄+34欄×37欄/(37欄+38欄)		円

公益法人認定法施行規則第22条第8項の方法			
控除対象財産の額	2欄又は28欄		円
指定正味財産の額	13欄		円
	31欄-33欄		円
引当金勘定の合計額	9欄		円
その他負債の額	11欄+12欄-35欄		円
一般正味財産の額	5欄-11欄-12欄-13欄(0以下の場合は+0)		円
対応			円

公益認定を受けた初年度が1年に満たない場合は、内閣府の手引きP.40を参照する。

【判定結果】

遊休財産額の保有上限額	20欄-24欄	40	6,624,000	円
遊休財産額	30欄	41	3,480,000	円
遊休財産額の保有上限額の超過の有無	42		適合	

電子申請の場合、「適合」又は「超過」が自動表示される。

別表B(5):公益目的事業比率算定に係る計算表

事業年度	自 令和5年4月1日	法人コード	A012345
	至 令和6年3月31日	法人名	公益社団法人公益活動推進センター

【別表B(5) 公益目的事業比率算定に係る計算表】その1

(公益法人認定法第5条第8号に定められた公益目的事業比率の算定について、各事業ごとに数値をまとめ、別表B(1)に転記するための表です。)

(単位:円)

I 事業実施に係る経常費用の額(事業費の額)

	公益実施費用額					公益実施費用額計
	公1	公2	公3	公4	共通	
経常費用額	3,218,000	3,156,000				6,374,000

II 土地の使用に係る費用額(別表B(1)より)

NO.	所在地	公益実施費用額					公益実施費用額計
		公1	公2	公3	公4	共通	
合計							

正味財産増減計算書内訳表の「経常費用計」から転記する。
※会計区分間において生じる内部取引高が含まれる場合は、これを控除した額とする。

別表B(1)の4欄へ転記する。

III 融資に係る費用額(別表B(3)より)

NO.	貸付の内容	公益実施費用額					公益実施費用額計
		公1	公2	公3	公4	共通	
合計							

IV 無償の役務の提供等に係る費用額(別表B(4)より)

NO.	役務提供等の名称	公益実施費用額					公益実施費用額計
		公1	公2	公3	公4	共通	
合計							

V 特定費用準備資金当期積立額(別表C(5)より)

NO.	特定費用準備資金の名称	公益実施費用額					公益実施費用額計
		公1	公2	公3	公4	共通	
1	NPO法制定30周年記念大会事業費積立金		250,000				250,000
2	NPO法制定30周年記念誌発行費積立金						
合計			250,000				250,000

VI 特定費用準備資金当期取崩額(別表C(5)より、マイナス額で記載してください。)

NO.	特定費用準備資金の名称	公益実施費用額					公益実施費用額計
		公1	公2	公3	公4	共通	
合計							

別表B(1)の8欄へ転記する。

認定初年度は特定費用準備資金の取崩は発生しない。

VII 引当金の取り崩し額(マイナス額で記載してください。)

NO.	引当金の名称	公益実施費用額					公益実施費用額計
		公1	公2	公3	公4	共通	
合計							

VIII 財産の譲渡損等の額(認定規則第15条第1、3、4項の額をマイナス額で、第2項の額をプラス額で記載してください。)

NO.	財産の名称	公益実施費用額					公益実施費用額計
		公1	公2	公3	公4	共通	
合計							

別紙3の「2. 個別の事業の内容について」の「当該事業の事業比率」へ転記する。

IX 合計

	公益実施費用額					公益実施費用額計
	公1	公2	公3	公4	共通	
合計	3,218,000	3,406,000				6,624,000
事業比率	35.0%	37.0%				72.0%

事業年度	自 令和5年4月1日	法人コード	A012345
	至 令和6年3月31日	法人名	公益社団法人公益活動推進センター

【別表B(5) 公益目的事業比率算定に係る計算書】
(公益法人認定法第5条第8号に定められた公益目的事業比率の算定に用いる。)

正味財産増減計算書内訳表の「経常費用計」から転記する。
 ※会計区分間において生じる内部取引高が含まれる場合は、これを控除した額とする。

(単位:円)

I 事業実施に係る経常費用の額(事業費の額)

	収1	収2	他1	共通	収益等実施費用額計	費用額	合計(参考)
経常費用額	10,000				10,000	2,466,000	8,850,000

II 土地の使用に係る費用額(別表B(2)より)

NO.	所在地	収1	収2	他1	共通	収益等実施費用額計	管理運営費用額	合計(参考)	配賦基準
	合計								

III 融資に係る費用額(別表B(3)より)

NO.	貸付の内容	収益等実施費用額				収益等実施費用額計	管理運営費用額	合計(参考)
		収1	収2	他1	共通			
	合計							

IV 無償の役務の提供等に係る費用額(別表B(4)より)

NO.	役務提供等の名称	収益等実施費用額				収益等実施費用額計	管理運営費用額	合計(参考)	配賦基準
		収1	収2	他1	共通				
	合計								

V 特定費用準備資金当期積立額(別表C(5)より)

NO.	特定費用準備資金の名称	収益等実施費用額				収益等実施費用額計	管理運営費用額	合計(参考)
		収1	収2	他1	共通			
1	NPO法制定30周年記念大会事業費積立金						250,000	250,000
2	NPO法制定30周年記念誌発行費積立金						100,000	100,000
	合計						100,000	350,000

VI 特定費用準備資金当期取崩額(別表C(5)より、マイナス額で記載してください)

NO.	特定費用準備資金の名称	収益等実施費用額				収益等実施費用額計	管理運営費用額	合計(参考)
		収1	収2	他1	共通			
	合計							

VII 引当金の取り崩し額(マイナス額で記載してください。)

NO.	引当金の名称	収益等実施費用額				収益等実施費用額計	管理運営費用額	合計(参考)
		収1	収2	他1	共通			
	合計							

VIII 財産の譲渡損等の額(認定規則第15条第1、3、4項の額をマイナス額で、第2項の額をプラス額で記載してください。)

NO.	財産の名称	収益等実施費用額				収益等実施費用額計	管理運営費用額	合計(参考)	備考(認定規則第15条のうち該当の項番を記載)
		収1	収2	他1	共通				
	合計								

IX 合計

	収益等実施費用額				収益等実施費用額計	管理運営費用額	合計(参考)
	収1	収2	他1	共通			
合計	10,000				10,000	2,566,000	9,200,000
事業比率	0.1%				0.1%	27.9%	100.0%

別表B(1):公益目的事業比率の算定総括表

事業年度	自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日	法人コード	A012345
法人名	公益社団法人公益活動推進センター		

【別表B(1) 公益目的事業比率の算定総括表】

(公益法人認定法第13条第1項第2号に基づき、別表B(5)を添付して審査します。)

本シートは、別表B(5)から自動転記される。

50%以上で
基準適合

業 比 率 の 算 定		6,624,000 円
公益実施費用額+収益等実施費用額+管理運営費用額(13、23、33欄の合計)		9,200,000 円
公益目的事業比率(1欄÷2欄)	3	72.0 %

公 益 実 施 費 用 額 の 計 算

B(5)その1から

公益目的事業に係る事業費の額(別表B(5) I 欄より)	4	6,374,000 円	
調 整 額	土地の使用に係る費用額(別表B(5) II 欄より)	5	円
	融資に係る費用額(別表B(5) III 欄より)	6	円
	無償の役務の提供等に係る費用額(別表B(5) IV 欄より)	7	円
	特定費用準備資金積立額(別表B(5) V 欄より)	8	250,000 円
	特定費用準備資金取崩額(別表B(5) VI 欄より)	9	円
	引当金の取崩額(別表B(5) VII 欄より)	10	円
	財産の譲渡損等(別表B(5) VIII 欄より)	11	円
調整額計(5欄~11欄の計)	12	250,000 円	
公益実施費用額(4欄+12欄)	13	6,624,000 円	

収 益 等 実 施 費 用 額 の 計 算

B(5)その2から

収益事業等に係る事業費の額(別表B(5) I 欄より)	14	10,000 円	
調 整 額	土地の使用に係る費用額(別表B(5) II 欄より)	15	円
	融資に係る費用額(別表B(5) III 欄より)	16	円
	無償の役務の提供等に係る費用額(別表B(5) IV 欄より)	17	円
	特定費用準備資金積立額(別表B(5) V 欄より)	18	円
	特定費用準備資金取崩額(別表B(5) VI 欄より)	19	円
	引当金の取崩額(別表B(5) VII 欄より)	20	円
	財産の譲渡損等(別表B(5) VIII 欄より)	21	円
調整額計(15欄~20欄の計)	22	0 円	
収益等実施費用額(14欄+22欄)	23	10,000 円	

管 理 運 営 費 用 額 の 計 算

B(5)その2から

管理費の額(別表B(5) I 欄より)	24	2,466,000 円	
調 整 額	土地の使用に係る費用額(別表B(5) II 欄より)	25	円
	融資に係る費用額(別表B(5) III 欄より)	26	円
	無償の役務の提供等に係る費用額(別表B(5) IV 欄より)	27	円
	特定費用準備資金積立額(別表B(5) V 欄より)	28	100,000 円
	特定費用準備資金取崩額(別表B(5) VI 欄より)	29	円
	引当金の取崩額(別表B(5) VII 欄より)	30	円
	財産の譲渡損等(別表B(5) VIII 欄より)	31	円
調整額計(24欄~29欄の計)	32	100,000 円	
管理運営費用額(24欄+32欄)	33	2,566,000 円	

別表A(3):収益事業等の利益からの繰入

事業年度	自 令和5年 4月 1日	法人コード	A012345
	至 令和6年 3月 31日	法人名	公益社団法人公益活動推進センター

【別表A(3) 第二段階・収益事業等の利益から公益目的事業財産への繰入額の計算】

- ・別表A(1)を作成する場合は(1)の表を、別表A(2)を作成する場合は(2)の表を作成する。
- ・収益事業、その他事業を実施していない場合は作成不要。

(1) 収益事業等の利益額の50%を公益目的事業財産へ繰入れる場合

		収益事業	その他事業(相互扶助等事業)		
正味財産増減計算書	収益事業等の経常収益の総額	1	100,000 円	$2,466,000 \times 10,000 / (6,374,000 + 10,000) = 3,863$ 円 ※(1)の表、(2)の表とともに、8欄の算定方法については、内閣府の手引きP.32を参照	
	収益事業等の経常外収益の総額	2	円		
	収益事業等の収益総額(1欄+2欄)	3	100,000 円		
	収益事業等の経常費用の総額	4	10,000 円		
	収益事業等の経常外費用の総額	5	円		
	収益事業等の費用総額(4欄+5欄)	6	10,000 円		
	収益事業等当期利益額(3欄-6欄)	7	90,000 円		
管理費のうち収益事業・その他事業に按分される額の控除	8	△ 3,863 円	△	別表A(1) 11欄、12欄へ転記する。	
調整後の収益事業等の当期利益総額(7欄+8欄)	9	86,137 円	円	合計	
うち、収益事業等の利益から公益目的事業財産への繰入額	10	43,069 円	円	43,069 円	
うち実物資産を繰入れる額※	11	円	円	円	円

※実物資産を繰入れる場合は、繰入れる資産について **9欄の50%の額(1円未満端数切上げ)**

資産の名称	場所	面積、構造、物量等	事業番号	繰入れ後の資産の用途(概要、使用面積、使用用途等)	帳簿価額
			公		別表H(1) 6欄へ転記する。

(2) 収益事業等の利益額の50%を超えて公益目的事業財産へ繰入れる場合

		収益事業	その他事業(相互扶助等事業)		
正味財産増減計算書	収益事業等の経常収益の総額	1	円	円	記載方法については、別表C(2)の「1. 公益目的保有財産」欄とほぼ同じ。
	収益事業等の経常外収益の総額	2	円	円	
	収益事業等の収益総額(1欄+2欄)	3	円	円	
	収益事業等の経常費用の総額	4	円	円	
	収益事業等の経常外費用の総額	5	円	円	
	収益事業等の費用総額(4欄+5欄)	6	円	円	
	収益事業等当期利益額(3欄-6欄)	7	円	円	
管理費のうち収益事業・その他事業に按分される額の控除	8	△ 円	△ 円	別表H(1) 6欄へ転記する。	
調整後の収益事業等の当期利益総額(7欄+8欄)	9	円	円	合計	
うち、収益事業等の利益から公益目的事業財産への繰入額	10	円	円	円	
うち実物資産を繰入れる額※	11	円	円	円	円

※実物資産を繰入れる場合は **別表A(2)の14欄、15欄へ転記する。**
 ※10欄 ≤ 9欄 かつ 10欄合計 ≤ 別表A(2)の16欄費用額 - 収入の9~13欄の計

資産の名称	場所	面積、構造、物量等	事業番号	繰入れ後の資産の用途(概要、使用面積、使用用途等)	帳簿価額
			公		円

別表A(1): 収支相償の計算(収益事業等の利益額の50%を繰り入れる場合)

【別紙4: 法人の財務に関する公益認定の基準に係る書類について】

一つの公益目的事業のみを実施している場合(法人が行う公益目的事業が「公1」のみの場合)には、「2. 第二段階(公益目的事業会計全体の収支相償判定)」(7欄~)のみ記載する。

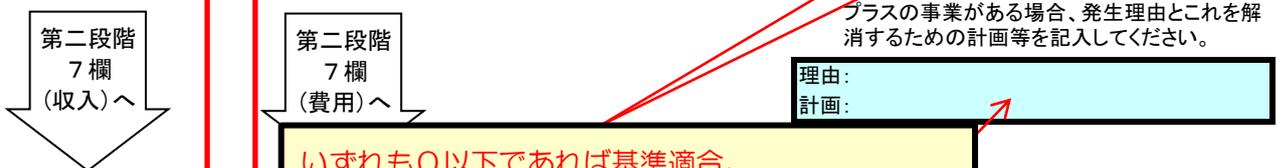
【別表A(1) 収支相償の計算(収益事業等の利益額の50%を繰り入れる場合)】

(公益法人認定法第5条)

正味財産増減計算書内訳表の「経常収益計」・「経常費用計」から転記する。
 ※法人会計区分を設けない場合には、管理費相当額を差し引いた金額を記載する。
 ※会計区分間において生じる内部取引高が含まれる場合は、これを控除した額とする。

1. 第一段階(公益目的事業の収支相償)
 法人が行う事業について、その経常収益、経常費用を比較します。

事業		経常収益計 <small>前年度に6欄がプラスの事業がある場合には当該剰余金の額を加算してください。</small>		経常費用計		その事業に係る特定費用準備資金の当期取崩額		その事業に係る特定費用準備資金の当期積立額		第一段階の判定 (2欄-3欄+4欄-5欄)	
区分	番号										
1		2		3		4		5		6	
公	1	2,425,000	円	3,218,000	円		円		円	△ 793,000 円	
公	2	1,975,000	円	3,156,000	円		円	250,000	円	△ 1,431,000 円	
計		4,400,000	円	6,374,000	円	0	円	250,000	円		



2. 第二段階(公益目的事業会計全体の収支相償)
 法人の公益目的事業会計全体に係る収入と費用を比較します。

いずれも0以下であれば基準適合。
 プラスの場合は、理由及び解消計画等を説明する。
 (記載例は次頁参照)

		収入		費用			
第一段階の経常収益計と経常費用計(2欄・3欄)		7	4,400,000 円	6,374,000 円			
特定の事業と関連付けられない公益目的事業に係るその他の経常収益、経常費用		8	0 円	0 円			
7欄と8欄の合計(公益目的事業会計の経常収益計、経常費用計の額と一致しているか確認してください。)		9	4,400,000 円	6,374,000 円			
公益目的事業に係る特定費用準備資金に関する調整(別表C(5)より)		10	0 円	250,000 円			
別表A(3)の(1)10欄から転記する。		11	43,069 円				
収益事業等から生じた利益の繰入額		12			収入-費用		
その他事業(相互扶助等事業)から生じた利益の繰入額							
合計(9欄~12欄)		13	4,443,069 円	6,624,000 円	△ 2,180,931 円		

・正味財産増減計算書内訳表の公益目的事業会計の「共通」から転記する。
 ・会計区分間において生じる内部取引高が含まれる場合は、これを控除した額とする。

※第二段階における剰余金の扱いは、剰余が生じる場合(収入が収入-費用額を超過)に繰り入れられたり、公益認定の妨げとならない限り、繰り入れません。収入-費用額がマイナスの場合は、繰り入れません。

0以下であれば基準適合。
 プラスの場合は、剰余金の発生理由及び解消計画等を説明する。
 (記載例は次頁参照)

収支相償の額(収入-費用額)がプラスとなる場合の今後の剰余金の扱い等
 剰余金のうち、0円は当年度に公益目的保有財産として備品を購入しました。貸借対照表上、その他固定資産に計上しています。
 □円は平成○年度に公益目的保有財産として車両を取得するため、資産取得資金として同額を積み立てます。
 △円は公益目的事業1の拡大のため、翌年度の事業費に充当する予定です。

・発生した剰余金については、翌事業年度までに解消するようその使い道を説明することが必要とされていますが、翌事業年度における解消計画で適切に費消することができない場合、費消することができない特別の事情や合理的な理由、資金使途の内容等について説明することを前提に、収支相償の剰余金解消計画を1年延長する取扱いが認められるとされています。

このような場合は、当該特別の事情や理由、剰余金の解消計画立案のための検討スケジュールを具体的に記載した書類（任意様式）を添付してください（詳細は、内閣府FAQ問V-2-⑥参照。）。

・前年度の事業報告で6欄にプラスの事業がある場合は、2欄に加算し、前年度の事業報告で第一段階における剰余金の扱い欄に記載した剰余金を解消するための計画について、その実績と具体的な資金使途を説明した書類（様式自由）を添付してください。

・前年度の事業報告の13欄の「収入－費用」がプラスで、「第二段階における剰余金の扱い」欄において、剰余金を翌年度以降の活動等に充てる旨記載している分は、7欄の収入に加算（2欄で加算した額は控除する。）し、剰余金の扱いの実績を説明した書類（様式自由）を添付してください。

・前年度の事業報告の別表A（1）13欄の「収入－費用」がプラスで、「第二段階における剰余金の扱い」欄において剰余金相当額を、公益目的保有財産に係る資産取得、改良に充てるための資産取得資金の積立に充てた場合で、これを目的外に取り崩したときは、その取崩額は、7欄の収入に加算し、剰余金の扱いの実績と具体的な資金使途を説明した書類（様式自由）を添付してください。

・剰余金について、計画どおりの支出がされなかった場合、翌年度以降もプラスとなっている場合などは、認定法第27条の規定に基づく報告徴収の対象となりうるので注意してください。

・収支相償の考え方については、内閣府FAQ問V-2-①～⑦をご覧ください。

別表A(2): 収支相償の計算(収益事業等の利益額を50%を超えて繰り入れる場合)

【別紙4: 法人の財務に関する公益認定の基準に係る書類について】

一つの公益目的事業のみを実施している場合(法人が行う公益目的事業が「公1」のみの場合)には、「2. 第二段階(公益目的事業会計全体の収支相償判定)」(7欄~)のみ記載。

【別表A(2) 収支相償の計算(収益事業等の利益額を50%を超えて繰り入れる場合)】

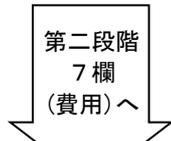
(公益法人認定法第5条第6号に定められた収支相償について審査します。)

正味財産増減計算書内訳表の「経常収益計」・「経常費用計」から転記する。
 ※法人会計区分を設けない場合には、管理費相当額を差し引いた金額を記載する。
 ※会計区分間において生じる内部取引高が含まれる場合は、これを控除した額とする。

1. 第一段階(公益目的事業法人が行う事業について)

事業区分	事業番号	経常収益計 <small>前年度に6欄がプラスの事業がある場合には当該剰余金の額を加算してください。</small>		経常費用計		その事業に係る特定費用準備資金の当期取崩額		その事業に係る特定費用準備資金の当期積立額		第一段階の判定 (2欄-3欄+4欄-5欄)
		金額	単位	金額	単位	金額	単位	金額	単位	
公	1	2,425,000	円	3,218,000	円					△ 793,000 円
公	2	1,975,000	円	3,156,000	円			250,000	円	△ 1,431,000 円
計		4,400,000	円	6,374,000	円					

いずれも0以下であれば基準適合。
 プラスの場合は、理由及び計画等を説明する。
 (記載例は前ページを参照)



理由:
計画:

2. 第二段階(公益目的事業会計全体
法人の公益目的事業会計全体に係る)

正味財産増減計算書内訳表の公益目的事業会計の「共通」から転記する。
 ※会計区分間において生じる内部取引高が含まれる場合は、これを控除した額とする。

項目	欄	収入		費用		収入-費用
		金額	単位	金額	単位	
第一段階の経常収益計と経常費用計(2欄・3欄)	7	4,400,000	円	6,374,000	円	
特定の事業と関連付けられない公益目的事業に係るその他の経常収益、経常費用	8	0	円	0	円	
7欄と8欄の合計(公益目的事業会計の経常収益計、経常費用計の額と一致しているか確認してください。)	9	4,400,000	円	6,374,000	円	
公益目的保有財産に係る減価償却費 (経常費用額の控除対象。「費用」欄に記載してください。)	10			△ 105,000	円	
公益目的事業に係る特定費用準備資金に関する調整(別表C(5)より) (当期の取崩額を「収入」欄に、積立額を「費用」欄に記載して下さい。ただし、上限があります。)	11	0	円	250,000	円	
公益資産取得資金に関する調整(別表C(4)より) (当期の取崩額を「収入」欄に、積立額を「費用」欄に記載して下さい。ただし、上限があります。)	12	0	円	105,000	円	
別表A(3)の(2)10欄から転記する。 ※14欄+15欄 ≤ 16欄費用額-収入の9~13欄の計						
収益事業等から生じた利益の繰入額	14	86,137	円			
その他事業(相互扶助等事業)から生じた利益の繰入額	15	0	円			
合計(9欄~15欄)	16	4,486,137	円	6,624,000	円	△ 2,137,863 円

別表F(1):各事業に関連する費用額の配賦計算表(役員等の報酬・給料手当)

(役員等の報酬及び給料手当について、配賦基準を明記の上、記載してください。)

事業年度	自	令和5	平成	4月	1日	法人コード	A012345
	至	令和6	平成	3月	31日	法人名	公益社団法人公益活動推進センター

○役員等の報酬

(上段:配賦の根拠数値、中段:配賦割合、下段:配賦額)(単位:円)

番号	役職	役員等の氏名	報酬の額	配賦基準	公益目的事業会計				収益事業等会計					法人会計	
					公1 講習会・個別 相談会	公2 普及啓発	共通	小計	収1	収2	他1	共通	小計		
1		理事及び監事は、すべて無報酬													
2															
3															
4															
5															
6															
7															
	ページ 合計														
	役員等の報酬 計														

【すべて無報酬である財団の場合】
「理事、監事及び評議員は、すべて無報酬」と記載する。

中段で配賦割合、下段で配賦額が自動計算される。配賦額が正味財産増減計算書内訳表と合っているか確認する。

○使用人を兼務する理事の給料手当

(上段:配賦の根拠数値、中段:配賦割合、下段:配賦額)(単位:円)

番号	役職	各事業に関連する費用		配賦基準	公益目的事業会計				収益事業等会計					法人会計
		役員等の氏名	給料手当の額		公1	公2	共通	小計	収1	収2	他1	共通	小計	
					講習会・個別相談会	普及啓発			収1	収2	他1			
1	常務理事 兼事務局長	公益 増三	2,000,000	従事割合	15	15	30						0	70
					15.0%	15.0%	30.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	70.0%
					300,000	300,000	600,000	0	0	0	0	0	0	1,400,000
2														
3														
	合計		2,000,000		300,000	300,000	600,000	0	0	0	0	0	0	1,400,000

配賦する割合を記載する。(実額の入力も可)
【例】15:15:70(百分率)、2:2:1

○使用人を兼務する理事以外の給料手当

(上段:配賦の根拠数値、中段:配賦割合、下段:配賦額)(単位:円)

給料手当の額	配賦基準	公益目的事業会計				収益事業等会計					法人会計	
		公1	公2	共通	小計	収1	収2	他1	共通	小計		
		講習会・個別相談会	普及啓発			収1	収2	他1				
5,000,000	従事割合	40	40	80							0	20
		40.0%	40.0%	80.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	20.0%
		2,000,000	2,000,000	4,000,000	0	0	0	0	0	0	0	1,000,000

配賦額が自動計算されるので、正味財産増減計算書内訳表と合っているか確認する。

○給料手当計

給料手当計	7,000,000	2,300,000	2,300,000	0	4,600,000	0	0	0	0	0	0	0	2,400,000
-------	-----------	-----------	-----------	---	-----------	---	---	---	---	---	---	---	-----------

別表H:公益目的取得財産残額について

公益目的取得財産残額（公益認定の取消し等の場合に法人が贈与すべき額）は、当該公益法人が取得したすべての公益目的事業財産から公益目的事業のために費消・譲渡した財産を除くことを基本として算定するものと定められています。（認定法第30条第2項）

実際に公益認定の取消し等が行われた時点で、当該法人の公益目的事業財産の取得や費消・譲渡の状況を過去に遡って正確に算定することは、実務上非常に困難であると考えられます。このため、認定法施行規則では、各事業年度ごとに、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し（認定法施行規則第48条）、公益認定の取消し等が行われた場合には、直近の事業年度末日における公益目的取得財産残額を基に一定の調整を行うことにより、実際に贈与すべき公益目的取得財産残額を確定することとしています。（認定法施行規則第49条、第50条）

この各事業年度の末日における公益目的取得財産残額の算定を行う様式が別表Hです。

認定法では、**公益法人が公益認定の取消しを受けた場合**（又は公益法人が合併により消滅し公益法人以外の法人がその権利義務を承継する場合）には、**公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、定款で定めた類似の事業を目的とする他の公益法人等に贈与しなければならない**こととされています。（認定取消し後1か月以内に贈与契約が成立しない場合は、国又は都道府県が贈与を受ける旨の契約が成立したとみなされます。（認定法第5条第17号、第30条）

これは、公益法人が公益目的事業財産（公益法人が公益目的事業を行うことにより取得し、又は公益目的事業を行うために保有している財産として認定法で定める財産）を公益目的事業のために使用・処分しなければならないとされている（認定法第18条）ことに伴い、**公益認定が取り消された等の場合であっても、これらの財産が公益目的のために使用されることを確保しようとする趣旨で設けられている制度**です。

各事業年度の末日における公益目的取得財産残額は、以下の2つの要素に分けて行い、両者を合算することによって算定します。

- ① 「当該事業年度末日における公益目的増減差額」
＝「前事業年度末日における公益目的増減差額」
＋「当該事業年度中に増価した公益目的事業財産（寄附を受けた財産、補助金等、公益目的事業の活動の対価、公益社団法人において社員が支払った経費、公益目的保有財産から生じた収益等）の額」
－「当該事業年度中の公益目的事業費等の額」
- ② 「当該事業年度の末日における公益目的保有財産の帳簿価額の合計額」

（内閣府の手引きP. 53より）

別表H(2): 当該事業年度中の公益目的増減差額の明細

別表H(2) 当該事業年度中の
公益目的増減差額の明細

事業年度	自 令和5年 4 月 1 日	法人コード	A012345
	至 令和6年 3 月 31 日	法人名	公益社団法人公益活動推進センター

1. 寄附を受けた財産

(1) 寄附者により、公益目的事業以外のために使用すべき旨が定められているもの

【公益目的増減差額に加算されないもの】

名称	用途の定めの内容	金額
例) 賛助会費	会費規定●条により、50%を管理費(法人会計に使用する)	△△ 円
		円
		円
合計		△△ 円

注 寄附の名称ごとに寄附者による用途の定めの内容が分かる書類(寄附規定、募集要項等)を添付してください。

- ・ 名称がある場合は、名称ごとに記載する。
- ・ 「用途の定めの内容」には、使用する根拠となる定め等(例: 寄附金規程、賛助会費規定等)を記載するとともに、その写しを添付する。

(2) (1)以外のもの

【公益目的増減差額に加算されるもの】

名称	用途の定めの内容	金額
例) △△ 寄附金	△△ 寄附金規程●条により、全額公益目的事業に使用する。	×× 円
賛助会費	会費規定●条により、50%を公益目的事業に使用する。	△△ 円
	別表H(1) 3欄へ	円
合計		□□ 円

- ・ (1) には、寄附者により公益目的事業以外(その他事業の用に供する、法人運営に供するなど)の用途が定められているもののみを記載してください。
- ・ 公益目的事業の用に供する旨が定められているもの及び用途の定めがないものは、全額(2)の公益目的増減差額に加算されるものに記載してください。
- ・ 寄附金に該当する賛助会費や指定正味財産として受け入れた寄附金についても、その用途に応じ(1)(2)に記載してください。

2. 社員が支払った経費【公益社団法人のみ記載】

(1) 公益目的事業以外のために使用すべき旨を定めているもの

【公益目的増減差額に加算されないもの】

名称	用途の定めの内容	金額
受取会費	公益目的事業の用に供する以外を法人運営に充てる。	3,950,000 円
		円
		円
合計		3,950,000 円

(2) 公益目的事業のために使用すべき旨を定めているもの

【公益目的増減差額に加算されるもの】

名称	用途の定めの内容	金額
受取会費	5割以上を公益目的事業の用に供する。(会費規程第●条)	3,950,000 円
		円
		円
合計		3,950,000 円

(3) 用途の定めがないもの

名称	金額	うち公益目的事業のために使用する金額
	円	円
	円	円
合計	円	円

別表H(1) 7欄へ

・(1)及び(2)には、用途の定めの内容に応じて算出した額をそれぞれ記載してください。(会費規程等により、会費の充当割合などを定めている場合等)

・(3)には、用途を定めず徴収した経費の全額を「金額」欄に記載してください。用途を定めず徴収した経費のうち、50%は公益目的事業のために使用する必要があります。

3. 公益目的保有財産の運用益等

【公益目的増減差額に加算されるもの】

公益目的保有財産の名称	運用益等の内容	金額
	公益目的保有財産から生じた利息、配当といった運用益や、公益目的保有財産を譲渡した場合に生じる譲渡益等について、公益目的保有財産ごとに記載する。	円
		円
		円
合計		別表H(1) 8欄へ 円

4. 公益目的保有財産に生じた費用及び損失(公益目的事業費(調整後)に含まれるものを除く)

【公益目的増減差額から減算されるもの】

以下について、公益目的保有財産ごとに記載する。 ・公益目的保有財産に生じた評価損、減損等のうち、別表H(1)の15欄に算入されていないもの ・公益目的保有財産を譲渡・廃棄する場合の譲渡損、評価損	金額
	円
	円
	円
合計	別表H(1) 16欄へ 円

5. 他の公益法人の公益目的事業のために寄附した財産

【公益目的増減差額から減算されるもの】

寄附先の公益法人の名称	寄附をした財産の用途(公益目的事業の内容)	金額
別表H(1)の15欄～17欄に算入されているもの以外であって、他の公益法人の公益目的事業のために寄附した財産がある場合に記載する。		円
		円
		円
合計		別表H(1) 18欄へ 円

・時価法を適用する金融資産を公益目的保有財産としている場合の時価評価損益については、公益認定が取り消された場合等に一括して計算しますので、毎年度の記載は不要です。ただし、取得時の価額等の記録は保存するなどして、時価評価損益を一括して適切に計算できるようにしておいてください。

・なお、実際の取消しなどを待たずに、これまでの時価評価損益を直近の時点で適切に計算し、その後は、毎年度の時価評価損益を記載する方法(時価法を適用する金融資産に関する措置)をとることも可能です。その場合、別表H(1)の1欄の横のチェックボックスに「し」を記載してください。
(評価益は別表H(2)3.へ、評価損は別表H(2)の4.の表に入力します。)

・公益目的事業に関して得た財産は、公益目的事業を行うために使用、処分する必要があります。

ただし、公益目的事業のみを実施する法人は、寄附を受けた財産や公益目的事業に係る活動の対価として得た財産のうち、適正な範囲内の管理費相当額については、公益目的事業財産には含まれないものと整理することができます。(公益認定等ガイドラインI-17(4)、内閣府FAQ問VI-1-③)

この場合、管理費に割り振る収益は、法人会計の経常収益に直接計上することとなりますが、法人会計に直接計上した金額は、別表H(1)の「当該事業年度に増加した公益目的事業財産」には含めずに記載してください。

(内閣府の手引きP. 58より)

別表H(1): 当該事業年度末日における公益目的取得財産残額

事業年度	自 令和5年 4月 1日	法人コード	A012345
	至 令和6年 3月 31日	法人名	公益社団法人公益活動推進センター

公益目的取得財産残額とは、毎事業年度末における公益目的事業財産の未使用残高です。認定取消時には残高に相当する額の財産を、法で定める適格な法人のうち、定款で定める者に贈与しなければなりません。

公益目的取得財産残額は、以下の計算により算定します。

公益目的増減差額 + 公益目的保有財産 = 公益目的取得財産残額

法人会計区分を設けない場合には、管理費相当額を差し引いた金額を記載する。

このうち、公益目的増減差額とは、公益に充てられるべき資金(流動資産)であり、以下の計算により算定します。

前事業年度末日の公益目的増減差額 + 当該事業年度に増加した公益目的事業財産 - 当該事業年度の公益目的事業費等 = 当該事業年度末日の公益目的増減差額

1欄がマイナスとなる場合は、自動で0に補正されます。

1. 公益目的増減差額

当該事業年度末日の公益目的増減差額(2欄+14欄-20欄、 マイナスの場合は零)	1	775,000 円
--	---	-----------

時価法を適用する金融資産に対して、時価評価を反映した差額の加減を既に1欄において行っている場合は「レ」を記載します。

時価法を適用する金融資産を公益目的保有財産として保有する場合、公益認定等取消し等の際には上記1欄の数字に、当該資産の取得時の価額(公益認定時の時価)と当該事業年度末の時価との差額を加減したものが当該事業年度末日の公益目的増減差額となります。

前事業年度の末日の公益目的増減差額	2	100,000 円	前年度の1欄から転記。仮に100,000円とする。	別表C(1) 17欄+18欄-22欄
別表H(2) 1. (2)合計				
損益計算書(公益目的事業会計)上の数値	た公益目的事業財産	当該事業年度の公益目的事業費等		
	寄附を受けた財産の額	3	円	損益計算書 公益目的事業費の額(財産の評価損等の調整後の額) 15 6,374,000 円
	交付を受けた補助金等	4	円	損益計算書 15欄の他、公益目的保有財産に生じた費用及び損失の額 16 円
	公益目的事業に係る対価収入	5	450,000 円	損益計算書 17 円
	うち公益目的事業財産に繰り入れた額	6	43,069 円	損益計算書 18 円
	社員が支払った経費の額【公益社団法人のみ記載】	7	3,950,000 円	損益計算書 18 円
	公益目的保有財産の運用益等(5欄に算入した額を除く)	8	円	損益計算書 18 円
	公益目的事業に係る引当金の取崩額	9	円	損益計算書 18 円
	公益目的保有財産に係る調整額(22欄-21欄)(マイナスの場合は零)	10	105,000 円	損益計算書 19 円
	合併により承継した他の公益法人の公益目的取得財産残額	11	円	損益計算書 19 円
認定等の日前に取得した不可欠特定財産の帳簿価額の増加額	12	円	損益計算書 19 円	
3欄~12欄の他、定款等の定めにより公益目的事業財産となった額	13	2,500,931 円	損益計算書 19 円	
当該事業年度に増加した公益目的事業財産の合計額(3欄~13欄の合計)	14	7,049,000 円	損益計算書 20 6,374,000 円	

2. 公益目的保有財産

当該事業年度末日ににおける公益目的保有財産の帳簿価額の合計額(別表C(2)A)	21	210,000 円
---	----	-----------

別表C(2) 1.の期末の価額

3. 公益目的取得財産残額

当該事業年度末日ににおける公益目的取得財産残額(1欄+21欄)	24	985,000 円
---------------------------------	----	-----------

【参考数値】

前事業年度末日ににおける公益目的保有財産の帳簿価額の合計額	22	315,000 円
うち認定等の日前に取得した不可欠特定財産の帳簿価額の合計額	23	円

22欄←前年度の21欄の額
=当年度の別表C(2) 1.の期首の価額

別表H(1) 13欄「定款等の定めにより公益目的事業財産となった額」について
(内閣府「定期提出書類の手引き 公益法人編」P. 55より)

○下記の(ア)から(ウ)の合計額を記載してください。

(認定法第18条第7号、第25条、認定法施行規則第26条第7号、第8号)

【正味財産増減計算書内訳表で確認していただくもの】

(ア) 正味財産増減計算書内訳表の公益目的事業会計に計上された収益のうち、3欄から12欄に当てはまらないものがあれば、当該金額を13欄に記載してください。

＜例＞例えば以下のような財産額が該当します。

- ・ 為替差益や雑収益による財産相当額

【正味財産増減計算書内訳表や貸借対照表等で確認していただくもの】

(イ) 収益事業等会計や法人会計など公益目的事業会計以外に計上されている財産であって、公益目的事業に費消するために他会計振替等により新たに公益目的事業財産に振り替えた財産があれば、当該財産に相当する金額を13欄に記載してください。

＜例＞例えば以下のような財産額が該当します。

- ・ 法人会計等から公益目的事業会計へ他会計振替した額 (FAQ問VI-2-⑥)
- ・ 公益目的事業財産以外の財産をもって①、②、③ (いずれも公益目的のもの) の財源とした場合について、当該財産の合計額
 - ① 公益目的保有財産を取得した場合
 - ② 資産取得資金を積み立てた場合
 - ③ 特定費用準備資金を積み立てた場合
- ・ 一般社団・財産法人から公益社団・財団法人となった場合において、認定初年度の別表C(2)の「1. 公益目的保有財産」、「3. 資産取得資金」、「4. 特定費用準備資金」、「5. 交付者の定めた用途に従い使用・保有している財産」及び「6. 交付者の定めた用途に充てるために保有している資金」(3～6については公益目的のもの)の認定を受けた日の帳簿価額の合計額(不可欠特定財産を除く)

(ウ) 上記の他に、公益目的事業財産以外の財産で、公益目的事業のために費消した額があれば、当該金額を13欄に記載してください。

- ・ 公益目的増減差額がマイナスとなり蓄積することは基本的に想定されず、公益目的事業の実施に必要な財産を適切に確保していただく必要があります。
- ・ 1欄の計算結果がマイナスとなる場合には、自動で1欄が0に補正されますが、認定取消し等の際に、実態以上に公益目的取得財産残額が加算/減算されている場合に当該金額の調整が必要となる場合には法人において適切に計算書類等の証拠の保管をお願いいたします。

※ 14欄－20欄の額がマイナスとなる場合は、13欄に記入漏れがないかご確認ください。

＜前頁の記載例の場合＞

- ① 3欄～12欄の合計は、4,548,069円。
- ② ①の状態(13欄がゼロ)で、1欄(=2欄+14欄－20欄)を計算するとマイナス。
- ③ 正味財産増減計算書内訳表や貸借対照表等で(ア)(イ)(ウ)を確認し、当該財産に該当するものの合計が13欄となる。

【 1欄 = 2欄 + 14欄(3～12欄の合計+13欄) - 20欄 】
775,000円 = 100,000円 + 4,548,069円 + 13欄 - 6,374,000円

別表D:他の団体の意思決定に関与可能な財産

別表D

事業 年度	自	令和5	年	4	月	1	日	法人コード	A012345
	至	令和6	年	3	月	31	日	法人名	公益社団法人公益活動推進センター

他の団体の意思決定に関与することができる財産保有の有無

他の団体の意思決定に関与することができる株式その他の認定法施行規則第4条で定める財産について、保有の有無、保有している場合には、その内容を記載してください。

保有の有無		保有していない ← 「保有している」又は「保有していない」のいずれかを選択する。		
他の団体の意思決定に関与することができる財産の内容		当該他の団体の主な業務の内容		議決権の割合 (注)
他の団体の名称	財産の名称			
				%
				%
				%

注 正確な数字を把握していない場合には、概数を記載してください。

他の団体の意思決定に関与可能な財産は、以下のとおりです。

- (1) 株式
- (2) 特別の法律により設立された法人の発行する出資に基づく権利
- (3) 合名会社、合資会社、合同会社その他の社団法人の社員権
- (4) 関係法に規定する組合契約、投資事業有限責任組合契約又は有限責任事業組合契約に基づく権利
- (5) 信託契約に基づく委託者又は受益者としての権利
- (6) 外国の法令に基づく財産であって、前各号に掲げる財産に類するもの

これらの財産について、当該事業年度の末日時点における保有状況を記載してください。

別表E: 公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎

別表E

事業 年度	自	令和5	年	4	月	1	日	法人コード	A012345
	至	令和6	年	3	月	31	日	法人名	公益社団法人公益活動推進センター

情報開示の適正性

法人の体制に応じて、次の(1)から(3)までのいずれかを選択して記載してください。

(1) 公認会計士又は税理士である者が監事を務めている場合	当該監事の氏名	
	公認会計士・税理士の別	
(2) (1)以外の場合であって、費用及び損失の額又は収益の額が1億円未満の場合	営利又は非営利法人の経理事務に従事等した経験を有する監事の氏名	八戸 船平
	当該監事の経理事務経験について右欄に記載してください。	株式会社〇〇において経理事務経験15年
(3) (1)又は(2)以外の場合	公認会計士、税理士又はその他の経理事務の精通者による関与について説明してください。	

会計監査人による外部監査を受けている法人は、本書類の記載は不要です。

- (1)以外の場合で、費用・損失又は収益の額が1億円未満の法人は、(2)を選択して、監事の経理事務経験(5年以上)を説明する。
- 当該経験者を監事にできない場合、(3)を選択して、税理士等の関与により、決算等を通じた法人の情報開示が適正に行われていることを説明する。
例：税理士〇〇〇〇に毎年度の予算、決算及び月次試算表をチェックしてもらっている。

参考資料:監督上の処分等の一覧

事業年度	自	令和5	年	4	月	1	日	法人コード	A012345
	至	令和6	年	3	月	31	日	法人名	公益社団法人公益活動推進センター

1. 行政庁から受けた監督上の処分又は指導の一覧

処分又は指導の日付	監督上の処分又は指導の内容	法人における対応状況

注 当事業年度に行政庁から受けた勧告、命令及び指導（書面によるものに限る。）を記載してください。また、当事業年度以前に受けたものでまだ改善がなされていないものも記載して下さい。

2. 行政機関から受けた指導等の一覧

指導等の日付	指導等の内容	法人における対応状況

注 当事業年度に、法令又は法令に基づく行政機関の処分に違反したとして行政機関から受けた指導、命令等（書面によるものに限る。）を記載してください。また、当事業年度以前に受けたものでまだ改善がなされていないものも記載して下さい。

- ・ 定期立入検査により指摘を受けた項目については、記載の必要はありません。
- ・ 認定法に基づく報告聴取や勧告などがあった場合や、他の法令に基づく行政指導などがあった場合、当該様式への記載が必要となります。

別紙3: 法人の事業について

公益目的事業の事業番号ごと（公1、公2…）に作成する。

2. 個別の事業の内容について

(1) 公益目的事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	事業の内容	当該事業の事業比率
公 1	非営利法人が社会へ公益を戦略的・効果的に生みだすことを支援する講習会・個別相談会の開催	35.0%

別表B(5)から転記する。
(小数点以下第一位まで)

[1] 事業の概要について(注1)

<事業実施の趣旨>

県民の価値観が多様化・複雑化し、また、行政にすべての解決を委ねることが適当とは言えなくなったこの時代において、非営利法人(公益法人・一般法人・NPO法人等、剰余金の分配を目的とせず、県民生活の向上・充実のために積極的に活動しようとする法人をいう。)の活動を充実させることは、県民の多様なニーズに応え、県民生活を活気づけるためにはもはや不可欠であると我々は考えている。

一方、非営利法人側においては、達成したい社会的目的・公益が各々あるものの、運営基盤が一般的に盤石ではないこともあり、事業の効果が対象までうまく伝えられずに悩んでいる場合がある。

そこで、県民の多様なニーズにうまく応え、県民生活を活気づけられる非営利法人を増やすことを目的として、非営利法人が事業運営を戦略的・効果的に行い、社会へ公益を生みだすことを支援する(1)講習会及び(2)個別相談会を行った。

【(1) 講習会】

<事業内容>

・事業を成功させ、積極的に公益を生みだしている各分野の非営利法人のキーパーソンを全国各地から探してきて講師に招き、事業実施方法の心構え、成功の秘訣等について講義していただいた。

(令和5年度の実績)

(1) 令和5年6月10日

秋田 おば子氏(NPO法人秋田元気センター理事長)を迎え、青森市××ホテルにて講演会を開催。参加者は90名。

(2) 令和6年1月28日

盛岡 わん子氏((公財)盛岡たすけ合い協会代表理事)を迎え、八戸市ホテル〇〇にて研修会を実施。参加者は60名。

・当センター役職員を講師として、事業対象者(ターゲット)を意識した戦略的・効果的な事業運営のノウハウについて、理論・実例を踏まえたものをわかりやすく講義する。

<事業の対象>

県内に事務所を有する非営利法人の役職員すべて

(会員は無料。会員以外は資料代等の実費として、講習内容に応じて1,000円～3,000円。)

<事業実施の財源>

会員からの会費、事業収益(上記徴収分)

<事業に必要な主な資産>

公共施設等の会議室を借りて行った。

<受託・請負・補助の有無>

すべて自主事業

<重要な部分の委託の有無>

主な講師は、全国各地の有識者に依頼した。

・移行認定及び変更認定を受けた際又は変更届出を行った際に記載した最終版の内容に対応する形で記載すること。

・事業番号ごとに作成すること。

・事業の概要については、当該事業年度に実施した事業の概要や実績(趣旨、内容、対象者、実施日など)がわかるよう、具体的に記載すること。

【(2) 個別相談会】

<事業内容>

社会に公益を生みだすための戦略的・効果的な事業運営方法に悩んでいる非営利法人に対し、当センターの役職員が、その専門分野に応じてアドバイスを行う個別相談会(予約制。1回当たり1時間)を定期的に(概ね週1回)行った。

<事業の対象>

県内に事務所を有する非営利法人の役職員すべて
(会員は無料。会員以外は1回当たり1,000円。)

<事業実施の財源>

会員からの会費、事業収益(上記徴収分)

<事業に必要な主な資産>

当センターの相談室で**行った**。

<受託・請負・補助の有無>

すべて自主事業

<重要な部分の委託の有無>

委託していない。

<(1)と(2)の事業をまとめた理由>

事業目的が同じであるため。

移行認定及び変更認定を受けた際又は変更届出を行った際に記載した最終版の内容に対応する形で記載すること。

注1 事業の概要の欄では、事業の実施のための財源、必要となる財産を含めて記載してください。また、事業の重要な部分を委託している場合には、その委託部分分かるように記載してください。

[2]事業の公益性について

定款(法人の事業又は目的)上の根拠	第4条第1項第1号、第2号
事業の種類(別表の号)	(本事業が、左欄に記載した事業の種類に該当すると考える理由を記載してください。)
19	本事業は、県民の多様なニーズにうまく応え、県民生活を活気づけられる非営利法人を増やすことを目的として講習会及び個別相談会を行うものであり、「地域社会の健全な発展を目的とする事業」に該当すると考える。

(本事業が不特定多数の者の利益の増進に寄与すると言える事実を記載してください(注1)。)	
(下欄事業区分欄から、法人の事業に該当の区分を選択してください。事業区分ごとのチェックポイントがその横に表示されます。該当する事業区分がないと考える場合には、最後の(18)「上記事業区分に該当しない場合」を選択してください。)	チェックポイントに該当する旨の説明
事業区分	区分ごとのチェックポイント
(3)講座、セミナー、育成	<p>1. 当該講座、セミナー、育成(以下「講座等」)が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2. 当該講座等を受講する機会が、一般に開かれているか。 (注)ただし、高度な専門的知識・技能等を育成するような講座等の場合、質を確保するため、レベル・性格等に応じた合理的な参加の要件を定めることは可。</p> <p>3. 当該講座等及び専門的知識・技能等の確認行為(受講者が一定のレベルに達したかについて必要に応じて行う行為)に当たって、専門家が適切に関与しているか。 (注)専門的知識の普及を行うためのセミナー、シンポジウムの場合には、確認行為については問わない。</p> <p>4. 講師等に対して過大な報酬が支払われることになっていないか。</p>
	<p>事業がチェックポイントに該当しているか、実績を記載する。</p> <p>(1)講習会について</p> <p>1. 講習会は、県民の多様なニーズにうまく応え、県民生活を活気づけられる非営利法人を増やすことを目的としている。このことをホームページや広報誌の開催案内で明示した。</p> <p>2. 参加者の募集は、当センターのホームページや広報誌を通じて行った。事業目的に照らして、対象を非営利法人の役職員に限定しているが、非営利法人の役職員であれば、当センターの会員であるかどうかを問わない。</p> <p>3. 専門的知識の普及を行うためのものであり、確認行為は行わなかった。</p> <p>4. 講師に対する報酬額は、社会通念上相当な額に収めており、一人当たり5000円～8000円を支払った。</p>

(5)相談、助言	<p>1. 当該相談、助言が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2. 当該相談、助言を利用できる機会が一般に開かれているか。</p> <p>3. 当該相談、助言には専門家が適切に関与しているか。(例:助言者の資格要件を定めて公開している)</p>	<p>(2)個別相談会について</p> <p>1. 個別相談会は、非営利法人の個別の状況に応じた支援を通じて、県民の多様なニーズにうまく応え、県民生活を活気づけられる非営利法人を増やすことを目的としている。このことをホームページや広報誌の開催案内に明示した。</p> <p>2. 募集は、当センターのホームページや広報誌を通じて行った。事業目的に照らして、対象を非営利法人の役職員に限定しているが、非営利法人の役職員であれば、当センターの会員であるかどうかを問わない。</p> <p>3. 相談員は、当法人で一定の研修を受けて経験を積んだ役職員である。それでも対応困難な場合は、国の〇〇制度により委嘱された専門家(〇〇××氏)を紹介した。</p>	
----------	---	---	--

[3]本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について(注2)

許認可等の名称	根拠法令	許認可等行政機関

注1 「公益認定等に関する運用について(公益認定等ガイドライン)」における「【参考】公益目的事業のチェックポイントについて」を参考に記載してください。

注2 記載した許認可等を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください。また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載してください。

- 事業の内容に変更がある場合、変更認定申請又は変更届出が必要となります。チェックポイントに該当する旨の説明に変更がある場合も、変更認定申請又は変更届出が必要となる可能性があるため注意が必要です。(内閣府FAQ問XI-1-①参照)
- 変更認定申請又は変更届出のどちらが必要か判断に迷う場合は、事業の変更前にあらかじめ行政庁に問い合わせるようにしてください。
- 移行認定及び変更認定を受けた際または変更届出を行った際に記載した最終版の内容は、PICTISから確認します。

(2) 収益事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	事業の内容	定款(法人の事業又は目的)上の根拠
収1	自動販売機設置事業	定款第4条第1項第3号
事業の概要		
自動販売機2台を設置し、売上収益を得 設置場所 青森市長島1丁目1-1	<ul style="list-style-type: none"> ・収益事業がない場合は作成不要。 ・移行認定及び変更認定を受けた際又は変更届出を行った際に記載した内容を踏まえ、実績を具体的に記載する。(事業の目的物(どのような物品または役務か)、事業の対象者、実施方法又は機会など。) 	
本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について(注1)		
許認可等の名称	根拠法令	許認可等行政機関
本事業の利益の額が0円以下である場合の理由又は今後の改善方策について(注2)		
<ul style="list-style-type: none"> ・認定法第5条第7号では、「収益事業等を行うことによって公益目的事業の実施に支障を及ぼすおそれがないものであること」と規定されている。 ・収益事業等から生じた収益が0円以下である場合は、その理由や今後の改善方策について説明を記載する。 		

注1 記載した許認可等を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください。また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載してください。

注2 本事業における利益から、管理費のうち本事業に按分される額を控除した額が、0円以下である場合に記載してください。

(3) その他の事業(相互扶助等事業)について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	事業の内容	定款(法人の事業又は目的)上の根拠
他1		
事業の概要		
<ul style="list-style-type: none"> ・その他の事業がない場合は作成不要。 ・移行認定及び変更認定を受けた際または変更届出を行った際に記載した内容を踏まえ、実績を具体的に記載する。(事業の目的物(どのような物品または役務か)、事業の対象者、実施方法または機会など。) 		
本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について(注)		
許認可等の名称	根拠法令	許認可等行政機関

注 記載した許認可等を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください。また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載してください。

- ・事業の内容に変更がある場合、変更認定または変更届出が必要となります。(内閣府FAQ問XI-1-①参照)
- ・変更認定申請または変更届出のどちらが必要か判断に迷う場合は、事業の変更前にあらかじめ行政庁に問い合わせるようにしてください。

別紙3: 法人の事業について

【別紙3：法人の事業について】

事業 年度	自	令和5年4月1日	法人コード	A012345
	至	令和6年3月31日	法人名	公益社団法人公益活動推進センター

1. 事業の一覧

(1) 公益目的事業

事業番号	事業の内容
公1	非営利法人が社会へ公益を戦略的・効果的に生み出すことを支援する講習会・個別相談会の開催
公2	非営利法人の社会的意義を県民に認知してもらうための普及啓発活動

(2) 収益事業等

[1] 収益事業

事業番号	事業の内容
収1	自動販売機設置事業

[2] その他の事業(相互扶助等事業)

事業番号	事業の内容

電子申請の場合、このページは入力不要です。(P.49～52の「事業の内容」の欄を入力すると、その内容がこのページに自動転記されます。)

添付2:役員等名簿

事業 年度	自	令和 5年 4月 1日	法人コード	A012345
	至	令和 6年 3月31日	法人名	公益社団法人公益活動推進センター

役員等名簿

1. 評議員(公益財団法人の場合のみ)

フリガナ(姓/名)	氏名(姓/名)	常勤 非常勤	住所		
			郵便番号	都道府県	市区町村丁番地等
<p>・1行目は削除しないこと。(削除すると表のセルの結合が崩れてしまうため、エラーメッセージが出る。)</p> <p>・行を増やす場合は、2行目(以降)をコピーし、3行目(以降)を指定して、右クリックで「コピーしたセルの挿入」により行うこと。(詳細は「PICTIS電子申請システム簡易マニュアル C2-1 事業報告等の提出」P.12を確認)</p>					

2. 理事

代表理事は、その者の「代表理事」の欄に「レ」を記載してください。

フリガナ(姓/名)	氏名(姓/名)	常勤 非常勤	住所			代表 理事
			郵便番号	都道府県	市区町村丁番地等	
<p>・事業年度末日における評議員、理事及び監事について記載してください。</p> <p>・住所は、それぞれの生活の本拠としてください。(その理事の会社等の所在地としないこと。)</p> <p>・役員に変更があった場合は、2週間以内に変更登記を行い、速やかに変更届を提出する必要があります。</p> <p>・公益法人は役員等名簿を作成し、その主たる事務所に5年間、従たる事務所に3年間備え置かなければなりません。(認定法第21条)</p> <p>・行政庁に対して閲覧又は謄写の請求があった場合は、個人の住所に係る記載の部分を除外して請求に応じることとなります。よって、住所に係る記載の部分を除外した閲覧用の役員等名簿も併せて提出することとなります。なお、閲覧用の役員等名簿は、電子申請の場合、PICTISの様式チェックで「NGなし」となった時点で自動作成されます。</p>						

3. 監事

フリガナ(姓/名)	氏名(姓/名)	常勤 非常勤	住所				
			郵便番号	都道府県	市区町村丁番地等		
ハチノヘ	センベイ	八戸	船平	非常勤	031-0000	青森県	八戸市大字鯨町字種差×-〇
オオマ	マグロウ	大間	麻具郎	非常勤	039-0000	青森県	下北郡大間町大字大間字大間×-×

別紙2: 法人の基本情報及び組織について

移行認定、変更認定を受けた際又は変更届出を行った際に作成した別紙1と同様に記載する。理由なく変更しないこと。

【別紙2 法人の基本情報及び組織について】

事業年度	自 令和5年 4月 1日	法人コード	A012345
	至 令和6年 3月 31日	法人名	公益社団法人公益活動推進センター

1. 基本情報

フリガナ	コウエキシャダンホウジンコウエキカツドウスイシンセンター			
法人の名称	公益社団法人公益活動推進センター			
主たる事務所の住所及び連絡先				
住所	郵便番号	都道府県名	市区町村丁番地等	補足住所
	030-8570	青森県	青森市長島1丁目1番1号	
代表電話番号	017-734-9079	内線	123	「有」又は「無」を選択
代表電子メールアドレス	kenmin@pref.aomori.lg.jp			
ホームページの有無	有			
ホームページアドレス	http://www.pref.aomori.lg.jp			
代表理事の氏名	青森 公益			
事業年度	4月1日～3月31日			
事業の概要	非営利法人が社会へ公益を戦略的・効果的に生みだすことを支援する講習会・個別相談会の開催、非営利法人の社会的意義を県民に認知してもらうための普及啓発活動を行う。			

・法人の名称若しくは代表者の氏名又は主たる事務所の所在場所の変更を行った場合には、変更後に遅滞なく、登記事項証明書や定款の変更について、必要な書類を添付して、届出をすることが必要です。

・基本情報に変更があった場合は、PICTISの「基本情報」も変更してください。

別紙2の続き(1)

2. 組織

- ・当該事業年度末日の状況を記載する。
- ・社員、評議員、理事及び監事の数、社員名簿・役員等名簿と合致させる。

(1) 社員について（公益社団法人の例）

社員の数	200	人
（代議員制を採用する場合は、社員（代議員）を選出する委員の数（注1））		
移行認定又は公益認定申請時と変わりなければ、そのまま記載する。		
社員の資格の得喪に関する定款の条項（注2）	第5条～第10条	
法人の目的、事業内容に照らして当該条項が合理的な関連性及び必要性があることについて 理事会の承認を経ることを入会要件としている（第6条）が、直近に除名されたことなどの特段の事情がない限り、入会を承認することとしており、不当な条件は付していない。		
社員の議決権に関する定款の条項	第16条	
社員の議決権に関して当該条項により社員ごとに異なる取扱いをしている場合、法人の目的に照らして不当に差別的な取扱いをしないものであることについて		
社員1名につき議決権が1個であれば、記載不要。		

(1) 評議員について（公益財団法人の例）

	常勤	非常勤	計
評議員の数			
評議員に対する報酬等の支給の額を定める定款の条項を記載してください。			
定款の条項	第13条		

最低週3日以上出勤する者は常勤（それ未満の者は非常勤）

(2) 理事及び監事について

	常勤	非常勤	計
理事の数	1	6	7
監事の数	0	2	2

(3) 会計監査人について

会計監査人設置の有無	会計監査人の氏名又は名称
無	

会計監査人（公認会計士又は監査法人）は、次の場合は必ず設置

- ・費用、損失又は収益の額が1,000億円以上
- ・負債の額が50億円以上

(4) 会員等について（注3）

会員等区分の名称	会員の数
正会員	200 人
賛助会員	55 人
名誉会員	10 人

別紙2の続き(2)

- ・最低週3日以上出勤する者は常勤、それ未満の者は非常勤とする。
- ・パート、アルバイト、派遣された者でも、1年以上勤務する（予定も含む）者は含む。
- ・職員を兼務する理事は、理事として取り扱い、職員には含まない。

(5) 職員について

職員の数	3	人	うち常勤	3	人
------	---	---	------	---	---

(6) 社員総会等（又は評議員会等）の開催状況について

	開催年月日	主な決議事項等
社員総会	令和5年5月13日	令和5年度事業報告及び決算
評議員会		
理事会	令和5年4月26日	令和5年度事業報告及び決算 代表理事及び業務執行理事の職務の執行の状況の報告 定時総会の開催について
	令和5年11月30日	定款の変更
	令和6年3月13日	令和6年度事業計画及び予算 代表理事及び業務執行理事の職務の執行の状況の報告 臨時総会の開催について

注1 定款において、資格を有する者（会員）の中から社員（代議員）を選出する規定を設けている法人については、当該会員の数を記載してください。

注2 定款のほかに、社員の資格の得喪に関する細則を定めている場合には、添付してください。

注3 定款において会員等を置く旨が定められている場合、定款のほかに会員等の位置づけ及び会費に関する細則を定めているときは、これらの細則を添付するとともに、本欄に会員等の区分ごとの数を記載してください。

- ・社員総会、評議員会及び理事会それぞれの開催日と主な決議事項等を記載する。（決議の省略によるものを含む。）
- ・理事会については、法人法第91条第2項で定める代表理事及び業務執行理事の職務の執行の状況の報告についても記載すること。（各法人の定款に規定がある。）
- ・総会又は評議員会の招集の決議についても記載すること。

定時社員総会（定時評議員会）の決算承認については、理事会開催後、原則として中2週間の間隔を空ける必要があります。（法人法第129条第1項）

別紙1: 運営組織及び事業活動の状況の概要等について

【別紙1: 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第28条第1項第2号に掲げる書類】

事業年度	自 令和5 年 4 月 1 日	法人コード	A012345
	至 令和6 年 3 月 31 日	法人名	公益社団法人公益活動推進センター

運営組織及び事業活動の状況の概要等について

1. 法人の基本情報について

法人の名称	公益社団法人公益活動推進センター		
設立登記日(注)	平成26年4月1日		
法人の目的	定款に記載した法人の目的を転記する。		
主たる事務所の所在場所	都道府県	市区町村番地等	
	青森県	青森市長島1丁目1番1号	
社員の資格の得喪の条件 (公益社団法人のみ)	社員資格の取得及び喪失について、定款の内容を要約して記載する。		
社員の数(公益社団法人のみ)	200	人	

注 旧民法に基づき設立された法人にあっては、新制度への移行登記をした日付になります。

「50%」又は「50%超」を選択する。
(収益事業等がない場合は「50%」を選択)

2. 事業活動等について

(1) 収支相償

収益事業等から生じた利益の繰入割合	50%		
第2段階の合計	収入の額		費用の額
	4,443,069	円	6,624,000 円
収入>費用の場合の対応			

別表A(1) 13欄又は別表A(2) 16欄から自動転記される。

別表A(1) 又は別表A(2) の「収支相償の額(収入-費用額)がプラスとなる場合の今後の剰余金の扱い等」で記載した内容が自動転記される。

(2) 公益目的事業比率

公益目的事業比率(①欄の額÷①欄~③欄の合計額)	72.0	%
① 公益実施費用額	6,624,000	円
② 収益等実施費用額	10,000	円
③ 管理運営費用額	2,566,000	円

別表B(1) 3欄、13欄、23欄及び33欄から自動転記される。

(3) 寄附を受けた財産の額

寄附を受けた財産の額		円	うち個人から		円
			うち法人から		円

別表H(2)「1. 寄附を受けた財産(1)、(2)の合計額が自動転記される。

(4) 金融資産の運用収入の額

金融資産の運用収入の額			5,000	円
-------------	--	--	-------	---

損益計算書から転記する。

(5) 資産、負債及び正味財産の額

資産額	7,930,000	円	負債額	50,000	円
			正味財産額	7,880,000	円

別表C(1) 5欄、11欄、15欄から自動転記される。

(6) 遊休財産の保有上限額

遊休財産の保有上限額		6,624,000	円
遊休財産額		3,480,000	円

別表C(1) 40欄、41欄から自動転記される。

(7) 当事業年度の末日における公益目的取得財産残額

公益目的取得財産残額(①欄+②欄の合計額)		985,000	円
① 公益目的増減差額		775,000	円
② 公益目的保有財産の帳簿価額の合計額		210,000	円

別表H(1) 24欄、1欄、21欄から自動転記される。

(8) 理事、監事及び評議員の報酬等の額

別表F(1) から転記する。

理事等の報酬等の総額		0	円
(うち、退職手当の額)		0	円

(9) 公益法人認定法に基づく行政庁からの勧告又は命令の有無

「無」又は「有」を選択する。

当事業年度の勧告又は命令の有無(注)		無
--------------------	--	---

注 当事業年度以前に受けた勧告又は命令でまだ改善がなされていないものを含みます。

県が行った立入検査で受けた指摘は、法に基づく勧告や命令には含まれない。

この様式は、主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、閲覧、謄写の請求に応じることとなります。

また、行政庁においては、閲覧又は謄写の請求に応じることとなります。

提出書(かがみ文書)

青森県知事

宮下 宗一郎

知事名を入力する。

殿

提出日を入力する。

令和6年6月15日

法人の名称 公益社団法人公益活動推進センター

代表者の氏名 青森 公益

事業報告等に係る提出書

下記に掲げる財産目録等について、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第22条第1項の規定により、提出します。

記

- 1 財産目録
- 2 役員等名簿
- 3 理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類
- 4 社員名簿
- 5 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第129条第1項（同法第199条において準用する場合を含む。）に規定する計算書類等
- 6 キャッシュ・フロー計算書
なし
- 7 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第28条第1項第2号に掲げる書類
- 8 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第38条第1項第2号及び第3号に掲げる書類
- 9 滞納処分に係る国税の確認書及び地方税の納税義務がある税目の納税証明書

キャッシュフロー計算書の有無を選択する。

以下の事項に変更があった場合には、遅滞なく届け出る必要があります。

- ・法人の名称又は代表者の氏名
- ・主たる事務所又は従たる事務所の所在場所（県内に限る。）
- ・公益目的事業又は収益事業等の内容（変更認定申請に該当しないもの）
- ・定款（変更認定申請を要しないもの）
- ・理事、監事、評議員又は会計監査人の氏名若しくは名称
- ・理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準
- ・事業を行うに当たり必要な許認可等（許認可等の更新は不要）